

平成30年3月第17回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成30年3月7日第17回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行                      2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄                      4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子                      6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子                      8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一                      10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘                      13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭                      15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子                      17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 15 号 亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議案第 16 号 亶理町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第 4 議案第 17 号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 18 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 19 号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 20 号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 21 号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 22 号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 23 号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 24 号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 25 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 26 号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 27 号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 28 号 亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正

する条例

- 日程第16 議案第29号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第30号 亶理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第31号 亶理町働く婦人の家条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第32号 亶理町公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第33号 亶理町立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第34号 亶理町農村環境改善センター条例の一部を改正する  
条例
- 日程第22 議案第35号 亶理町防災備蓄倉庫基本計画について
- 日程第23 議案第36号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第24 議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第38号 平成29年度亶理町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議案第39号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算  
（第5号）
- 日程第27 議案第40号 平成29年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第28 議案第41号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予  
算（第4号）
- 日程第29 議案第42号 平成29年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第  
4号）
- 日程第30 議案第43号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第31 議案第44号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第5  
号）
- 日程第32 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第33 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第34 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第35 報告第7号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第36 報告第8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 小野典子議員、6番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 議案第15号 亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第15号 亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第15号 亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。議案書は1ページになります。

この条例につきましては、介護保険法の一部が改正され、従来都道府県が有していました指定居宅介護支援事業者の指定権限が平成30年4月1日に市町村に移譲されることとなったため、居宅介護支援の事業に関する人員や運営などに関する基準等について条例を制定するものでございます。

条例につきましては、国の基準に従い、または参酌し定める必要がありますが、原則宮城県の条例と同様、国が定める基準と同一の基準といたしますが、次の2点につきましては、本町独自の基準とするものでございます。

まず1つ目、1点目でございますが、2ページの第2章の第2条部分（指定の申請者）については、国の基準では法人としているところへ、法人とするとともに、その役員等については暴力団員ではあってはならない旨を盛り込んでおります。

また、2点目、23ページになります。

第31条（記録の整備）第2項につきまして、国の基準では保存年限は2年間となっておりますが、不適切な介護請求があった場合、地方自治法の金銭債権の消滅時効が5年となっております、さかのぼって関係記録を調査の上、返還を求めることができるようにするために5年間保存とするものでございます。

この2点以外につきましては、これまでの国基準と同内容となっております。

それでは、概略的に各章の説明をさせていただきます。

1ページの目次をごらんいただきたいと思っております。

第1章第1条総則では、根拠法令を示しまして趣旨を定めているものでございます。

第2章第2条（指定の申請者）といたしまして、指定申請をする者は法人とし、その役員等は暴力団員ではあってはならない旨を定めているものでございます。

第3章第3条関係になります。指定居宅介護支援事業の基本方針といたしまして、利用者の自立支援、利用者の選択に基づき保健医療福祉サービスの総合的かつ効率的な提供及び事業者間の連携義務などを規定しているものでございます。

続きまして、第4章第4条、第5条関係になります。ここは、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準といたしまして、事業所ごとに置くべき人数を定めておりまして、また管理者の配置の条件について規定したものでございます。

第5章第6条から第31条までとなりますが、ここは事業の運営に関する基準といたしまして、サービス提供の開始に当たり、利用申込者や家族に対し運営規程や重要事項等を説明し、同意、理解を求める旨やサービス提供拒否の禁止及び基本取扱方針、具体的取扱方針などを初めとするもろもろの事務処理等について細かく規定しているところでございます。

第6章につきましては、基準該当介護支援の事業に関する基準ということで、居宅介護支援事業者としての指定を受けるべき要件の一部を満たしていないものの、本町にとって必要とされ、一定の水準を満たす事業者が事業を行うときは、この条例を準用するということが規定されております。

最後に24ページ、附則でございます。施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。ただし、15条の第20号に規定する居宅サービス計画に国が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合の届け出につきましては、平成30年10月1日からとするものでございます。

附則の第2項につきまして、経過措置につきましては、平成33年3月31日までは第5条第2項で定める主任介護支援専門員ではなくて介護支援専門員を管理者とすることができるとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、何点か質問いたします。平成26年度の介護保険法に基づいて4月から指定権限が移譲されるというふうなことで、国・県の運営基準を準用するというようなことになるわけですね。それで、これは保険者である市町村の機能が強化されるというふうなことになるかと思いますが、責任と業務量がふえるというふうなことになるかと思いますが、そこで、市町村が指定権限を持つ今回の権限移譲の意味、そして機能強化の目的はどのようなことなのか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この指定居宅介護支援事業者の行うケアマネジメントにつきましては、介護保険の利用者と地域をつなぐ重要な役割を果たしているということになっておりまして、ケアマネジャーの育成は質の高い介護サービスを提供するために欠かせないものだというようなことです。そのために保険者である市町村みずからケアマネジャーの育成や指導、支援にもっとかかわれるようにするというのがこの権限移譲の目的ということになっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 4月から新たな制度が導入されるというふうなことになりますと、大変な事務量がふえるというふうなことになります。4月からのスタッフ、体制はどのような形になるのか。そして、またその予算的なものも多分必要になってくるのかと思います。その予算措置的なものは、国・県のほうから措置がなされるのか。あともう一つ、指定を行う場合、介護事業者から指定申請があるわけですね。そうしますと、その決定プロセスというのはどのような形で決定を行うの

か、その2つをお願いします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 人員体制につきましては、現状の体制というようなことで考えておるところでございます。

それと、財源につきましては、今のところ指定に関しての予算化はしておりません。今のところ指定なので、指定に係る分の予算というのは計上していないというところでございます。

決定のプロセスにつきましては、これはこの規則等を制定しながらやろうかと思いますが、県で現在やっている指定の方法に基づきまして、それを準用させていただいて町のほうとしても指定していくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） これまで宮城県が圏域の中で指定してきたわけですね。そうしますと、今度市町村に権限が移譲されるというようなことは、事業者は複数の自治体、市町村のほうで事業展開しているわけです。そうしますと、指定は各市町村のほうに指定を申請するものなのかどうか。そして、もう一つは、今現在指定されている事業者というのは何件あるのか、この2つをお願いします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、指定の範囲でございますが、事業者は事業者の所在地である市町村に指定の申請をするようになります。現在、亶理町で指定されている居宅介護支援事業者については11事業所ございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 若干ちょっと気になったんですけども、先ほど亶理町独自の2点ありましたよね。2条と31条ですか。これ、わざわざあえて入れたという理由が何なのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、暴力団員の排除というところになりますが、こちらにつきましては、現在指定を行っております県のほうでも暴力団の排除というのをうたっておりますし、やっぱり利用者のサービスを考えた場合、やはり安全性を確保するというような面から暴力団の排除ということで、町独自の規定ということで、規定



をさせていただいたということと、あと先ほどの第31条の第2項記録の整備の部分につきましては、やっぱり不適切な介護請求があった場合に地方自治法の規定で金銭の債権の消滅時効5年となっておりますので、さかのぼって関係記録を調査して返還を求めることができるようにするために、ここを国の規定では2年となっておりますが、5年とするところがございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 最後ですけれども、市町村にこれが移るということになると、介護事業者にとっては利便性があるものなのかどうか、その辺を1点だけお伺いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） やはり申請等も近い場所になるということと、あとは町と常に連携をとれる距離にもあるというようなことから、利便性は向上するのかなというふうには思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 最近、居宅介護サービス費を不正請求するというようなことが新聞等でよく報道されているわけなので、本当に先ほどの質問とダブるかもしれませんが、大変な業務量になるんじゃないかなというふうに考えておりますが、この業務に直接携わるというのは地域包括ケアセンターのほうということではよろしいんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 福祉課の高齢者支援班と地域包括支援センター、これ協働しながらやっていくようになるのかなと。連携しながらやっていくようになるのかなというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 1点だけご質問させていただきますが、先ほど課長の回答の中にケアマネジャー、つまり介護保険の利用者と地域をつなぐ非常に重要な役割を果たしているということで、この指定が県から町に権限移譲されるということで、非常に介護支援専門員、ケアマネジャーの資質向上がこれから重要になってくるというふうに考えられているわけですけれども、今後当町では研修会、それから情報交換会、こういったものも検討していくかと思いますが、こういった頻度とい

うのはどの程度を予定しているのか、この1点だけお伺いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 何回開催するというようなことはまだ決めておりませんが、やはり必要に応じて数回は開催しなくちゃいけないというようなことと、あとは制度が変わったときとか、県の指導を仰ぎながら研修会を開催していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 何かこの条例、初めてなのかな、これは。こんなにページあるけれども、大筋何がどう変わったのか。今までのケアマネさんが利用者のところという申請したところに行って審査をして審査会上げていくのと、あとは通常利用者を管理していく上で、ケアプランをつくって、そしてそのサービス提供をつないでいくと。そのような事業が介護支援専門員、ケアマネなんですけれども、それらの事業が町で認定する介護事業所となれば、どのような大筋変わるのか。例えば、新しい申請した人の審査もあるし、廃止させるような事態も出てくるし、そうすると、ケアマネさんだって、さっきは質なんて言っていたんですけども、質の向上というのは利用者にとって重大なウエートを占めるわけですね。いいケアマネさんが、うんと世話してくれる人が、真剣にやってくれる人もいれば、書類上のそのままのおりストレートにやっていると介護度も上下左右したりいろいろあるので、その辺の中で、この条例はどのようなウエートを占めていくようになるのかということが1つ。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、指定につきましての権限移譲の条例ですので、今までの部分とは余り変わらないだろうというふうに思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、地域に密着した形で町が今度事業所を指定することになりますので、連携しながら、先ほど研修の話もありましたが、ケアマネジャーの資質の向上とか研修を通してやるということと、あとは町と連携しながら情報交換、情報共有をしながらするというのが少し大きく変わってくるころなのかなというふうに思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） これは、町外の事業者が互理町に支店、支所のようなものを出すと

かそういった場合も、この審査会とか亶理町に申請してくるんですか。もし、岩沼にニチイがあると。そして亶理にもまた事業所を出すんだといった場合、亶理の事業所の審査は亶理町でやるのかという意味。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） その所在地、亶理町にできるのであれば亶理町に申請を出していただくようになろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第16号 亶理町中小企業・小規模企業振興基本条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第16号 亶理町中小企業・小規模企業振興基本条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第16号 亶理町中小企業・小規模企業振興基本条例についてご説明申し上げます。議案書の26ページをお開き願います。

この条例につきましては、これまでの中小企業基本法に加えまして、平成26年6月に小規模企業振興基本法が施行され、中小企業が自主的に経営の向上に努めると

ともに、地方公共団体その他の関係者が相互に連携及び協力して中小企業者を支援することとされたことに伴いまして、亘理町におきましても、中小企業の振興についての基本理念や町の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、本町経済の発展及び雇用の場の創出を図り、町民生活の向上に寄与するため条例を制定するものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

第1条は、目的を規定したものです。条例制定の目的を簡潔に規定したもので、中小企業の振興に関する基本的な方向性や町等の姿勢を示すいわゆる理念型の条例でございます。

第2条は、条例中で使用する用語の定義について定めたものであります。

27ページをお開き願います。

第3条は、亘理町の中小企業等の振興に関する基本理念を定めたものでございます。

第1項は、地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているのは中小企業者等であるという基本的認識を持つことを定めたものでございます。

第2項は、中小企業者の創意工夫及び自主的な取り組みを支援することを定めたものでございます。

第3項は、中小企業者等の事業の持続的発展を図ることを目的とすることを定めたものでございます。

第4項は、町、中小企業者等、商工会などの連携とともに、町民の協力について定めたものでございます。

続きまして、第4条は、町の責務に関する規定であります。前条の基本理念に基づき、中小企業等の振興を推進するために必要な施策の実施に関する責務を町が有しているということを定めております。

第5条は、中小企業者等の取り組みに関する規定であります。中小企業者等の自主的な経営改善や向上並びに事業活動を通じて地域社会の発展及び町民生活の向上に寄与することに努めることを定めております。

28ページをお開き願います。

第6条は、亘理山元商工会を初め、中小企業等振興団体の役割に関する規定であります。中小企業者等の経営向上及び改善に対して積極的に取り組むこと並びに町

の施策に対する協力について定めてございます。

第7条は、金融機関の役割に関する規定でございます。中小企業者等からの資金需要に対して適切な対応並びに経営改善及び向上に配慮すること、さらに町の施策に対する協力について定めております。

第8条は、大企業者の役割に関する規定であります。地域の活性化への支援と町の施策に対する協力について定めてございます。

第9条は、町民の理解と協力に関する規定であります。中小企業等の振興が町民生活と地域社会の安定に果たす役割を理解していただき、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めることを定めてございます。

第10条は、町が実施する中小企業等の振興に関する施策の基本的な事項について定めており、第1号から第6号までの事項を基本に行うものとしております。

29ページをお開き願います。

第11条は、町が中小企業等の振興に関する施策を実施する際の財政措置について定めてございます。

第12条は、この条例に関する必要事項の委任について定めております。

次に、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 企業の数をちょっとお伺いするわけですが、これ中小企業基本法で定められて、資本金の額、出資の額、それから従業員の数等で分けられるわけですが、その中で、中小企業者は亘理町内に幾つ、数字で、事業者数が幾つあるか。2つ目は、小規模企業者、同じように幾つ事業所あるか、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） こちらの数字は、平成26年の経済センサスのほうでございますけれども、町内の中小企業者と規定されておりますのが988事業所でございます。そのうち、小規模企業者と呼ばれるものにつきましては891事業所でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 2つ教えていただきたいと思います。これから、全国的に新しい取り組みをしている中小企業とかいっぱいあるので、そういったときに研修会を開くとか、勉強会を開くとか、そういったものを財政的に措置しなきゃならないという第1条の項目もあるわけなので、そういったことも考えておられるかということも1つと、それから本条例の普及啓発をどういうふうにしてこれから図っていくのかと。例えば、町民に対することとか、それから金融機関に対する普及という、どういうふうにご検討いただいているか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、研修会等のそういった中身につきましては、中小企業者の発展を町のほうで推進するための施策をどのようにやっていくかというのを町が中心的にやらなければいけないということをこちらの条例でうたっておりますので、もちろんそれにつきましては、いろんな方法でやっていきたいとは考えてございます。

また、この条例のPR、町民にどのように知らせるか、金融機関に知らせるかということですが、まず金融機関につきましては、一度金融機関の各代表の方にお集まりいただきまして、商工会と含めてこの条例をまず提案する前にお話をさせていただいております。協力ももちろんいただくようになっておりますので、そちらにつきましては、まず金融機関のほうはカバーしてございます。一般町民につきましては、もちろん新たな条例が制定されたということで、広報等を通じてもちろんやっていきたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 今のお話がわかりましたけれども、4条に町の責務ということで、振興に関する総合的施策というふうなことで、これまで商工会並びに金融関係とお話をして、今後中小企業・小規模企業の振興に結びつけるというのはわかりますけれども、条例をやっぱり実効性のあるものにすべきではないかというふうに思います。ですから、今後の取り組みとして、その振興会議のような取り組み、いろんな分野から集まった人たち、人材でその会議を開いて互理町の振興に結びつけるような取り組みというのは、今後考えがあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 振興会のようなものですね、もちろん周りの協力をいただくということが大前提でございますので、そちらのような協議会になるか振興会になるか、そういったものも今後つくっていきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 今後といういつになるかわかりませんが、当然平成30年度中というふうなの、例えばスタート、前半とか、そういう具体的な期間、時期とかというのはあるんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 条例をつかって、ただ絵に描いた餅にならないように、なるべく早い段階でつくってまいりますので、平成30年というふうには今ここでお約束はできませんけれども、早い段階でつくっていきたいと思っております。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この条例をつくる意義として、町はどのような役割を果たすのか、支援するために。人的な配慮をするのか、金銭的な配慮をするのかということが一つと。どんなふうにかかわっていくかということ。

それとあと、第4条に町の責務というのがあるけれども、3行ほどしか載っていない。町の責務というのは、どんなことを責任を負うのかと、この条例をつくった場合。責務というのは、ここに3行、2行か、3行あるけれども、責務というのはどういうふうなことなんだと、一つ。

それで、この条例をつくっているいろいろな支援をして町の責務を果たした結果、この条例の結果というのは、何を求めていくのか。はっきり言わせてもらおうと、五日町も中町も、今の状態、皆さんも見ればわかると思う。最近でいえば、石垣屋さん、今度大友先生もなくなる、高野本屋もなくなる。現状というのは、山田屋もなくなる。そういうのが互理町の今の中心商店街。それをいかに活性化させるためのこれなのか。現状を見てこれの条例をつくるのか、打破するために。その辺の意図をはっきりさせないと、ただ責務がああだ、さっき言った絵に描いた餅になるので、効果は何を求めていますよと、そのための条例ですよということを答弁してほしい。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、町のかかわりといたしまして、人的、金銭的なものはあるのかということでございますけれども、人的というのは、直接の支援というのは人的なものはございませんけれども、金銭的なものというのは、その支援の中には含まれると思います。ただ、この条例をつくった上で、実際じゃあこの条例をつくって次に何をやるのかというふう実践的な条例ではございません。先ほどの説明の中で申しましたように、町はこの中小企業・小規模企業者の振興の発展をどのようにやっていくか、町だけでなく町民も含めて、企業者、金融機関等の関係団体も含めて今後どのように支援していくかというのを町全体で同じ方向を持って取り組むための基本理念を、理念的な条例ということでご説明させていただきました。

この条例のもととなるものにつきましては、中小企業基本法というのが昭和38年に施行されてございますけれども、その中に、平成11年に改正された中身に地方公共団体の責務というのが載せられました。さらに、平成26年の法律でございすが、小規模企業基本法というのが施行されまして、そちらの中にも地方公共団体の責務というのがございまして、地方公共団体は中小企業の振興に関し、役割分担を踏まえて施策を、責務を有するというふうに記載してございます。それに基づいて、今全国各地で各自治体、そちらでこの条例を制定しているものでございます。

この条例は何を求めているのかという点につきましては、こちらの目的の中にございますように、中小企業の発展というのはもとより、中小企業というのはもう重要なその町にとって役割を果たしているんだということを念頭に置いて、町全体でそれを支援していくための条例を、一つ方向性を同じにしていかなければいけないというためのものの条例でございす。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 町の責務といって町全体でこの条例をもって中小企業に対して盛り上げていくというような話だけれども、この法律はもう昭和二十何年とか二十六年とかにできている。その現実をもって今の亙理町の中心商店街の実態なの。何をやってきたかということなの。実際にこういう法律はあったわけだ。亙理町の商店街の中心地はどこだったんだと。それが今の現状になっていると。それで、こういう法律をつくって、それをまた再生させるのかという目的が一つあるのかなのか



と。このままあそこを衰退させていって、この法律、条例をつくっても、この条例の目的はあそこを再生させるとかそういう端的なことがあるのかなのかということ、考えようでは。何回もやってきているんだけど。それで、町の責務というのはそういったことだと思うの、やる以上は、こういう問題で。それで、期待するものというのは、何を、これをもって期待させるかということなの。我々町民に期待させること。期待すると言うけれども、町民が期待するということは、あそこがどうなるのかなというのを期待させるような、この条例をもって町の動きがする。できるかできないかと。あそこだめになったから別なところだと、そういう感覚ではなくて、やっぱり歴史を持ったところもいっぱいあるので、ばたばたやめていいたら、ここはただの人通りないただの素通りするところになって、五日町も中町も新井町も上町もただの素通りする道路だと。それでいいのかということをやっぱり皆さんで考えてこういう条例を出してきたのかなと私は思ったんだけど、何か聞くところによると、どこという目的もないようにこういう条例をつくっているよだけれども、一つはやっぱり出すときは目玉というのを、ここをこうやりますよという目的がここに見えてこないんだよね。だから、そういう面で、当局の方からすれば、町の責務としてこういうところをこのようにしたいとか、ここは都市計画街路、中央線だから、以前から赤線を入れて街路をつくる、12.5メートルまでセットバックしてくださいよと、建物建てる時はみんなに言っているわけだ、この人たちには。皆さん重々わかっているんだよ、ここが中央線ということね、都市計画街路入っているんだから。そういうものを以前から説明しているの、それに基づいたまちづくりをやるためのこういうものをつくと。そこをよく考えてやってもらわないと、何のためにあの線、建物建てる時セットバックさせる線を入れさせたのか。そういうことも頭に入れてやってもらわなきゃ困るんだ。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この条例の制定に当たりましては、この条例につきましてはあくまでも先ほどから言っていますように理念型の条例でございますので、この条例をもって町が方向性を示すというものでございます。あくまでも、これは条例としてですね。施策といたしましては、今議員おっしゃるように、一番に商店街の衰退、もうこちらは誰でも皆さん思われていると思います。このままでは、あの商店街というのは、もう、今は歯抜けの状態というふうになってございますけれども、

将来的にもしかしますと商店街なくなってしまうかもしれないという危険は、私も重々承知でございます。それをどのように変えていくのか。もとに戻すのか、それとも新たな方法で、先ほど議員おっしゃいましたように別な場所にするのかというふうなことは、施策として今後検討していくべきものでございまして、あくまでもこの条例については理念型の条例を、町がどういう方向を向くかというふうな条例を定めていきたいと考えているものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） この条例については、非常にいい条例だというふうに思うんです。ぜひとも今後ともこの条例をもとにいろんな施策をやっていただきたいというふうに思うんですけれども、今も言われたように、何か具体的にまだどうこうというようなところが決まっていないというふうにそう思えるんですね。やはり具体的な方向性というのは、今後も持って、何年度にはどうするというような形のものも含めて、いろんな方々とそういうふうな集まりを持ってやるんだと思うんですけれども、いずれそういうふうな方向に持っていくために、時限的というところとあれかもしれないけれども、何年度にはどうするかというふうな具体的なものもやっぱり今後進めてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 具体的な施策につきましては、商工会のほうとの話の中でもよく出てまいります。例えば、商店街の皆さんと会う機会もございますので、そういった中で、例えば町のほうで今既にやっておりますけれども、空き店舗の活用の補助金等ございます。それについては、毎回予算は計上しておりますけれども、使われる方が大変少ないと。空き店舗とのマッチングがうまく図れないといったマイナスな材料もございますので、今後同じようなことをやっていってプラスになるのかというふうなことはございませんので、それを新たな考えを持って空き店舗活用の補助金のあり方、今までどおりでいいのか、またはその空き店舗の今までは町内のみというふうに例えばしておりましたけれども、それを町外に広げるのかとか、または空き店舗じゃなくて実際に店舗を建てられた家主の方に補助するか、もしくは借りる方に補助するかとか、空き店舗というか店ではなくて、もう空き家のほうにまで目を向けたらいいんじゃないかというような話も内々でございまして、そういう具体的な施策は課内で検討はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 亶理町中小企業・小規模企業振興基本条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 亶理町中小企業・小規模企業振興基本条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第17号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第17号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第17号 亶理町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書については、30ページ、新旧対照表が1ページとなります。

最初議案書のほうでございますが、亶理町個人情報保護条例の一部を次のように改正するということございまして、今回の改正につきましては、個人情報保護法が制定されて以来、情報、通信技術の飛躍的進展により、一般的なソフトウェアでは処理し切れないほどの膨大なデータについても、収集や分析が可能な時代となっております。新産業、新サービス業の創出のため、パーソナルデータ、個人的なデータの利活用を適正に進めていくことが官民を通じて重要な課題となっております。

このことにより、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報

の保護に関する法律が改正され、国の指導により本町の条例においても必要箇所の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条（定義）においてでございますが、個人情報の定義を明確化する内容で、指紋データやパスポートの番号等の個人識別符号が個人情報に該当することをそれぞれ条例で定義づけする内容の改正となっております。

次に、2ページから3ページになりますが、第6条（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）において、第1項第6号で行政機関が保有する個人情報ファイル簿において個人情報に要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨を明確にする文を追加するものでございます。

次に、3ページの中段のところになりますけれども、第7条でございます。（収集の制限）第4項においては、人種、信条、病歴、犯歴等の配慮すべき情報はこれまでも収集を制限されていましたが、改正法において要配慮個人情報と定義づけされたため、条例において定義づけするものでございます。

次に、3ページの下段から次の4ページまでの関係となりますけれども、第20条の2（情報提供等記録の提供先等への通知）においては、情報照会者または情報提供者は特定個人情報を求め、または提供があった場合は記録し、政令で定める期間保存しなければならないこととなっておりますが、訂正請求があり訂正を決定した場合は延滞なく通知しなければならないため、これを独自利用で定める事務においても適用させるため、条例においても番号法第26条の読みかえ規定を追加するものでございます。

議案書のほう、31ページに戻りまして、附則第1項（施行期日）この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項（経過措置）については、要配慮個人情報を含むものについて「新たに開始しようとする」を「現に行っている」、また「あらかじめ」を「改正後条例の施行後遅滞なく」に読みかえるものでございます。

以上で、議案17号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 何点か質問いたします。今回の条例改正、重要で大変大きな改正で

あると思います。定義の明確化、個人識別符号というふうな厳格なこれからの運用が求められるというふうなことになってくるわけですが、31ページの改正第2条第2項の要配慮個人情報にさらにこれに加わっているわけです。内容は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪からの被害、不当な差別、偏見と本当に明細に規定されるわけですが、重い規律も課せられるというふうなことでございます。

そこで、本町においては、この該当する事務というようなものはどういったものがあるのでしょうか、大まかな部分で結構です。お伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほど説明のところでありましたけれども、犯歴とか、病歴とか、やっぱりそういったことになると思うんです。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、町民課サイドとか福祉関係というふうなことになるかと思いますが、情報保護条例というふうなことは、一つは適正な情報の運用、もう一つはやっぱり個人情報の保護というふうなことに大きな命題があるわけなんです。そこで、今回要配慮個人情報の中に、条例の中に個人情報保護条例第6条（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）と記載があるんです。ここで、一般の閲覧に供すること及び開示請求をこれらの要配慮個人情報については行えることになるのですか。その辺の考え方をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） その関係なんです、やはり今回の改正で、国も地方公共団体も、その個人情報について情報開示する上で、個人が特定、余りできないような形で、非識別加工情報というふうな形になって、その提供の仕方の関係もでございます。そういった方については、やはり国としては定めてきておるんですが、もとの数的には個人を特定できないような状況だと思っておりますが、やはり市町村とかその大体になってくると、ある程度特定できるようなことがあっても困りますので、その辺については今いろいろ近隣市町と検討、研究しているというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかにありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず一つ、今回は個人情報、個人に関する情報とか、それから要配

慮に関するということで、ここに記載されてあるわけでございますけれども、そういった中での改正条例ということですが、例えば要配慮者に関するそういった方々、個人情報、それが他人及び外部に情報が流れた場合、そういった流れた場合の罰則というのはどのようなになっているんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 具体的な罰則規定はもちろんですけれども、ちょっと今その罰則について……、ちょっとお待ちください。

済みません。具体的な、どういった形で罰則になるかというのは、後でまたお知らせしてよろしいですか。済みません。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私も一応互理町の個人情報保護条例と、それから互理町個人情報保護条例事務取扱要綱、それから互理町情報公開・個人情報保護審査会条例、これちょっとコンピューターから出してみました。その中に、罰則という事項がないんですよ。やはりこれは非常に重要なことだと私は思うんです。よその市町村を見ますと、やはり罰則が載っているんです。全部に載っておりました。載っていないのは、互理町は何で載っていないんだろうと。こうなりますと、やはり職員とかそれから職員をやめた方、または委託したという場合、委託先とか、それから委託先の職員、そういった方々漏らしたとそういった場合は、じゃその方々を守るためにこれを入れていないというふうに捉えられかねないと私はそう思うんですけれども、そういったところをどう思いますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） もともと今議員おっしゃる関係については、地方公務員法でも退職した場合にでも職務上知り得たことを公表してはならないというふうになっておりますので、それがもともとの、地方公務員法がもとの規定になると思います。そのような解釈でございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 地方公務員法もわかりますけれども、やはり条例をしっかりとつくっているわけですから、この条例の中にきちっと入れるべきではないかと私は思います。ちょっと1つだけよそのを見ますと、まず提供した方、2年以下の懲役または100万円以下の罰金とか、それから秘密を漏らした者、1年以下の懲役または50万円

以下の罰金というふうに条例の中に入れているんですよ、これは。これは私もすごいなと思って見ていましたけれども、この件について。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 基本的には先ほど申し上げました地方公務員法でございますけれども、やはりその辺もよく研究といいますか勉強させていただきまして、必要な関係だと思しますので、その辺加えていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 本改正は、ただいまご説明あったとおり、情報の明確化、いわゆるグレーゾーンの撤廃ということが一つの明確化なんですけれども、それにあわせて条例の有用性の確保というのも目的の一つとして挙がっているわけなんですけれども、本町におけるこの情報の有効活用というものをどのように考えられているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 有効活用といいますか、これについては、やはりちょっと先ほどもお話ししたんですが、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の改正で利用価値の高い個人的なデータを官民通じて適切に利用していくというふうになると思いますが、先ほどもお話ししたとおり、この非識別加工情報に関する規律が国のほうでは設けられておりますけれども、現在、やはり宮城県も近隣市町においても、非常にその加工情報をどういうふうにしていったらいいかということ、その辺をよく研究しなければいけないと思っておりますので、その辺は今後の課題として認識しております。

議長（佐藤 實君） 15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 本法律の改正に関連しまして、ただいまのご答弁にもあったんですけれども、官民データ活用推進法というのが制定されていて、この中で市町村官民データ活用推進計画の策定というものが努力義務として課されておるわけなんですけれども、本町においてこういった計画というのは策定されているのか、または策定される予定があるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今お話しあったように、官民データ活用基本推進法に基づきますと、都道府県は策定が義務づけられて、市町村は努力義務ということになって

おります。

あと、今現在の状況を申し上げますと、この法律が平成28年12月に施行された後、各都道府県が策定するためのいわゆる手引書が昨年、平成29年10月に配付されて、今現在宮城県も策定中というふうに伺っているところでございます。

亘理町の今後の取り組みというところは、やはりこの推進計画の中身というのが今お話しあったように官民データ活用の推進に係る個別政策、積極的に活用推進していこうというものともあわせて、セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保ということで、言ってみれば相反する中身にもなるかと思しますので、そこは県の策定状況であるとか、各市町村の取り組みぐあいとかを慎重に見定めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 最後に、今までの質疑とかぶるところもちょっとあるんですけども、要配慮個人情報のこの辺の取り扱いなんですけど、委任を受けた第三者、これに開示ができるのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 委任をされた第三者が開示請求はできますけれども、そのときにやはりきちんとした本人からの委任行為といいますか、やっぱりその辺が必要になってくると思うので、現時点においては、考えられるのはやっぱり例えば印鑑証明書とかそういったものをつけていただくような形では今のところ考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 亘理町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 亘理町個人情報保護条



例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開は11時5分とします。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第18号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第18号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第18号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は33ページ、新旧対照表は5ページとなります。

まず、議案書のほうでございますが、亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改めるということで、今回の改正につきましては、職員の勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法でございますが、国家公務員の算出方法に基づいて行っておりましたが、地方公務員は労働基準法に該当するため、労働基準法に定める算式に改めるよう、県から指導を受け改正するものでございます。

内容としては、今までの勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法では、祝日、年末年始の休日が職員の勤務日から除かれていないため、その分を除いた算出方法にする内容となります。

新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。

第14条、勤務1時間当たりの給与額の算出において「規則で定める時間を減じたもの」の文言を加えるものとなりますけれども、詳しい内容については、文言のとおり規則で定めることとなるものでございます。

議案書33ページに戻りまして、附則、この条例は平成30年4月1日から施行する

ものでございます。

以上で議案18号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） この条例が可決、適用になった場合に、この条文だけですと我々には、私にはなかなか理解できがたい部分があります。新旧対照表を見ても、何か詳細が抜けているというふうに私は思っておるんですが、適用になった場合に亶理町の職員の給与はどういうふうになるのか。平均で結構ですから、例えば今課長が言ったように祝日手当、年末年始の差っ引いているんだというような条例というのがあるようですけれども、どういうふうになるのか、その具体例を挙げて説明をしていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 算式といいますか、今までの割合からすると、今回のやつを加えてどういうふうに違いがなるのかということで説明申し上げますけれども、まず分母となる部分でございますが、我々の勤務時間1週間当たりの勤務時間に1年間52週ということで、具体的に申し上げますと、1日我々は7時間45分の勤務となっております。それで、5日間を1週間で勤務する形になります。これを7時間45分を60進法から10進法に直しますと1日7.75という数字になりまして、これが5日間ですと38.75となります。これに1年間の週的に申し上げますと52週でございます。分母となるのが2,015という数字になります。それで、まず分子になるものについては、具体的にと言いますと、例えばことしの4月の給与、広報に載せた平均給与でございますが、27万7,700円でございます。これが12カ月というふうになるわけで、数値的には333万2,400円となります。今までは333万2,400円を要は2,015で割って時間数を出していたわけなんです、今回は例えば年末年始の休みが6日間でございます。通常我々公務員が年末年始の休みは6日間でございます。それに祝日が大体16日ぐらいあるようでございます。だから、その分を差し引きますと、170.5時間ぐらいになるんですが、要は割るものの分母のほうが少なくなりますので、単価的にはどうしても上がっていくというふうな形になるようでございます。そういった形で規則上で定めているというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 理解できました。平均ですと何%ぐらいになるんですか。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今、ことしの12月ぐらいまでの時間外と申しますかそういった状況を見ております。この数字のベースから見ますと、大体6.5%ぐらい上昇するのではないかというふうな見込みでございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第6、議案第19号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第19号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は34ページ、新旧対照表は6ページとなります。

まず議案書のほうでございますが、亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するというので、この改正につきましては、町独自の施策として町長及び副町長においては給与月額10%、教育長

については給与月額の5%を減額しておりました。これについては、本来の額に戻すための改正ということでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

附則、第6項に規定している独自減額に関する規定でございますが、第1項「町長等の受ける給料は、当分の間、第3条の規定にかかわらず、別表第1に掲げる給料月額から、次に定める額を減じて支給する。第1号、町長及び副町長 当該給料月額に100分の10を乗じて得た額。第2号、教育長 当該給料月額に100分の5を乗じて得た額」を削除し、その下にある各項を1つずつ繰り上げる内容となります。

議案書34ページに戻りまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第19号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第20号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（菊地和彦君） それでは、議案第20号について説明いたします。議案書の35ページをお開き願います。

議案第20号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年亶理町条例第9号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地域の成長・発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度の創設、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講じるため、平成29年7月31日に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）、地域未来投資促進法等が施行されたことに伴い、亶理町の関係条例の一部を改正するものであります。

内容については、新旧対照表を用いてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

題名を現行「亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改めます。

続いて、第1条（趣旨）ですが、現行「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め、現行「第9条第1項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）」を「第4条第6項の規定による同意を得た基本計画により定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）」に改めます。

続いて、第2条（免除）ですが、現行「同意集積区域」を「同意促進区域」に改め、「法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意（当該同意が平成30年3月31日までに行われたものに限る。）の日」を「法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が平成31年3月31日までに行われたものに限る。）の日」に改め、「第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、法第17条に規定する承認地域経済牽引事業（法第24条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に改めます。

続いて、8ページをお開きください。

現行「第3条」を「第2条」に改め、現行「事業者（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を「法第14条第1項の規定する承認地域経済牽引事業者」に改めるものです。

続いて議案書36ページに戻りまして、附則第1項（施行期日）、この条例は、公布の日から施行する。第2項は、経過措置を規定したもので、本法律の改正前の基本計画による場合はなお従前の例とするものであります。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 二、三点お伺いしたいと思います。

一番最初に、この名称が変わったことによりまして、対象になる区域、例えば亙理町全部なのか、工業団地なのかというあたりの対象区域に違いがあるのかどうか。そして、それが対象区域がどこなのかというあたりをちょっとひとつ教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この条例による対象の区域は、町といたしましては、町内全

域を設定してございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、次の質問なんですが、該当になった施設、あるいは建物、土地、それはこれまでどのくらいの件数あったものなのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（菊地和彦君） 過去に、株式会社リードマネジメント、平成24年から26年度分が対象になっております。あと、エイムカイワが平成26年から28年度、エイムカイワについては償却資産の分が平成27年から29年度まで対象になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） これで、この会社が建ったことによって近隣の商店街なり企業なりに非常な経済的な効果があったという場合の何か基準というのはどんなものがあるんですか。その経済的効果があったよと、本当にこの効果があったから、じゃ課税免除しますよという場合の効果のほどというのか、何かそういったものはあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） どのように効果があったかと言われますと、そこはなかなか目に見えない部分というのがあるかと思えますけれども、あくまでもこれに該当させるためには県の承認を得なければいけませんので、それに県のほうが認めた企業というふうになりますので、その効果というのは町内にはあったかと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） それでは、1点だけお伺いいたします。

本条例改正、これはいわゆる地域未来投資促進法の改正を受けての改正ということでご説明あったんですが、この法改正の趣旨としては、観光業等も対象となってくるというような幅広く対象になったわけなんですけれども、これを受けて本町におけるこの経済活性の影響というのをどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 地域未来促進法、こちらの背景にあるものといいますのは、

これまで国のほうではこういった新しい企業が進出する際にどういう事業者を対象にしていたかという、主に製造業だったわけでございます。製造業を対象にしてはあったんですけども、全国各地でその地域における製造業の伸びというのがなかなか見込めないと。新しく進出する際のいろんなハードル、地方における、そういった場合はなかなか見込めなかった。あとは、大体が首都圏を中心にそういった製造業というのは伸びているということがございまして、国では製造業だけでなく新たなものづくり産業ということで、範囲を広げたというのが背景にございます。その中の一つに観光というのもあるかと思っております。本町における観光事業の、もしそういった事業者が本町に来た場合、それに関しましては、特に中心的役割を果たすのが私は荒浜地区というふうに町では考えてございますけれども、そちらに来た場合は相当交流人口拡大につながるというふうに考えてございますので、ぜひそういった企業が町内に進出していただけることを期待してございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第21号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第21号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。



〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第21号 互理町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書は38ページになります。新旧対照表は9ページとなります。

今回の改正内容であります。平成30年度から平成32年度までの3カ年計画であります第7期介護保険事業計画におきまして、3カ年の介護サービスの給付に対しまして保険料の不足が生じるということから保険料の改正を行いまして介護保険運営の安定化を図るものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

第2条第1項でございます。保険料率の期間につきまして、「平成27年度から平成29年度」と現行であるものを第7期の計画となります「平成30年度から平成32年度」までに改めるものでございます。

次に、保険料の額の改定でございます。

第1号は第1段階となります。対象者は、生活保護を受給している方や老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で収入が80万円以下の方になります。年間保険料は「3万5,100円」となります。次に、第2号、第2段階ですが、対象は世帯全員が市町村民税非課税で収入が80万円を超えて120万円以下の方となります。年間保険料は「5万2,650円」となります。第3号、第3段階となりますが、世帯全員が市町村民税非課税で、第1号、第2号に該当しない方で、年間保険料は「5万2,650円」となります。次に、第4号、第4段階の方ですが、対象は本人が市町村民税非課税で、かつ収入が80万円以下で、世帯の誰かが市町村民税課税の方となります。年間保険料は「6万3,180円」です。第5号、第5段階は、本人が市町村民税非課税で、世帯の誰かが市町村民税課税の方、年間保険料は「7万200円」。この5段階の7万200円が第7期の介護保険料の基準額というふうになります。次に、第6号、第6段階ですが、本人が市町村民税課税で所得が120万円未満の方、保険料は「8万4,240円」となります。第7号、第7段階ですが、所得が120万円以上200万円未満の方で、保険料が「9万1,260円」となります。第8号、第8段階ですが、所得が200万円以上300万円未満の方で、保険料が「10万5,300円」となります。第9号、第9段階は、所得が300万円以上の方

で、保険料は「11万9,340円」となります。

次に、第2項ですが、前号に規定する第1号の被保険者につきましては、低所得者の負担軽減ということで、平成30年度から平成32年度までの各年度の保険料を「3万1,590円」とするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行すると。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今介護保険の特別会計で、採算ベース、収入収支は赤字にはなっていないということ、なっているのか、なっていないのかということ。あと、介護報酬が引き上げられるのかと。あと、利用者の負担金は上がるのかと、3つ目。あと、職員、介護施設の職員の処遇改善は、この引き上げによって図られるのかと。そして、この内容をこの審議会にかけた場合、かけたと思うんですけども、かけたときの審議会の意見はどのような意見が出たか。まず、これをお願いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、介護保険特会の収支でございますが、今のところ赤字とはなってございません。

介護報酬につきましては、平成30年度より全体的に言いますと0.54%引き上げになるということでございます。それに伴いまして利用者の負担も上がってくると。若干負担は多くなるというようなところでございます。

介護職員の処遇につきましても、これは若干処遇は改善されるのかなというふうには思っています。

審議会での意見でございますが、審議会、やはり今の介護保険の状況からいいますと、このような保険料につきましては、しょうがないんじゃないかというようなことで意見は出されております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今回、介護保険料、上がるようなんですけれども、この条例改正からいくと。上げる要素というのは、何をもちてこの上げる要素になったかという一つの考え方。特会の収支からいって赤字ではないですね。報酬は0.5%は上がるけれ

ども、それは施設に対する報酬なので、あと利用者も利用料が上がる。そうすると、利用者も保険料は払っているんだね、1号だから。そうすると、利用料と合わせて介護保険料も上がるわけだ。そして、その施設の職員の処遇改善にも余り期待が持てないと。わずか何かあるかないかのような話だったけれども、介護審査会の意見ではまあまあ上げてもいいんじゃないかというような結果だというけれども、実際、これは介護保険の被保険者、あとは利用者全部に係ることなので、そしてまた基金はどのぐらいあるかわからないけれども、県の、そういうのも全体的に勘案した場合、5年に一遍の介護保険料の見直しというのはあるんだけど、本当にこの介護保険料、今引き上げる必要があるのかと、そういうことをやっぱり本気になって考えないと、何で上げたのやと言われて、我々も責任があるわね、可決すれば。本当に必要性があって、この保険料を上げるのかということ。全体から考えれば、基金もある。収支ベースからいったら赤字じゃない。利用料も上げる、直接利用する人も。その割には、サービスが向上すれば、なおさらうんとサービス向上するというような担保があるんだったらわかるんだけど、以前と同じようなサービスしかないといったら、何もメリットがないんだよね。この引き上げに対して。そういうことから、俺は引き上げる必要はないんじゃないかなと思っているんですけども、どういうふうに考えますか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、保険料の上昇の要因でございますが、平成30年から第1号被保険者が負担します負担割合が今まで22%だったものが23%に上がるということ。それと、介護認定者の増加によりサービス利用の増加、これも要因となります。それと、先ほど申しあげました介護給付費が0.54%上がるよというようなことで、こちらも一つの要因だと。あとは、地域支援事業の充実というようなことで、現在地域支援コーディネーターが各地域に出向いて社会資源の発掘を行っているところなんですけど、やはり地域包括ケアシステム構築に向けてどうしても地域支援コーディネーターの活躍、あとは協議体の活動が重点的になってくるというようなことで、そこにも保険料のアップする要因があるのかなというふうに思っております。

あと、先ほど介護基金の話が出ましたが、介護基金、今2億700万円あります。この保険料を算定に当たりまして、国から示されております見える化システムという

ようなシステムがありますが、保険料を算定するに当たり、その見える化システムにいろいろな要件を入れて保険料を算出します。例えば、介護サービスの伸びですとか、そのような、また先ほど言ったような1号被保険者が負担する負担割合の件ですとかいろいろ入れて算定するんですが、その算定システムで算定した金額6,000円になりました、月額、基準額として。先ほど基金が2億700万円あるというようなことを申し上げましたが、そのうち5,700万円を取り崩しまして、今回の保険料の基準となります月額5,850円に設定したというようなところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今基金から5,000万円繰り入れると。介護保険特会総体が約30億円ぐらいですか。そうですね。30億円ぐらいで、5,000万円繰り入れても大した金、5%までもいかないですかね。そのような中で、5年5年でこの保険料を見直すんですけども、やっぱり5年先のことを見て保険料を見直すというような考え方と、今の利用者がふえるから介護保険料でとっておくということよりも、利用者負担金だって1割あるし、2割、3割の人もいるし、そういうことを考えると、公費だって4分の3公費来るのかな。そうすると、公費の負担は上がるのか上がらないのかわからないけれども、やっぱり公費の負担は上がらないで、個人の介護保険料だけ上がるとかそういう考えでは、利用者に対して、または今後これから利用する介護保険の被保険者に対して納得できないような気もするの。だから、こういうのはやっぱり保険料引き上げるといときにはよく検討していただかないと、皆さんの中のスタッフで考えるけれども、波及というのは被保険者全体に波及するわけだ。払う人の考えをよく考えていただかないと、えらいことになるんだよね。何で上げるのやと我々聞かれる。あんたたち、議会で議決したからそうなんだべと、こう言われるのね。ちなみに、俺はこれ反対するけれどもね、この引き上げについては。だって上げる要因がないと思うんだ、まだまだ。基金だってまだ1億5,000万円残っているしね。そういうことです。答弁してください。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、この介護保険制度というのは、やはり全体で支え合っている制度だということが一つあるかと思えます。基金の関係で、まだ残るんじゃないかというようなことをおっしゃられましたけれども、こちらについては、やはり

この第7期の計画だけではなくて、第8期、第9期、これから3年後、その3年後まで見据えてやはり基金というのはとっておかなくてはいけないのではないかなどということで、まず第7期については、基準額の月額で120円上がるようになりますが、やはり第8期、第9期、それを見据えて基金はどうしてもとっておきたいというようなことから、このような額を設定させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず原案反対の方の発言を許します。1番、鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） まず先ほど申し上げたとおり、引き上げに対応するくらいの今の介護保険特別会計の現状がなっていないと。基金も十分あるし、利用者側に対しての説明もまだつかない。被保険者に対しての説明もまだついていないというようなことから、被保険者、利用者、全体に対しての理解を求めるのにまだ早いということから、この引き上げについては反対します。

議長（佐藤 實君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番、佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 私は、議案第21号の議案に対して賛成をいたすものであります。

先ほど答弁、説明にありましたとおり、自助、共助、公助、この公助に当たる部分の制度につきましては、高齢化が増大する中、やっぱり働き方改革法が現在進められており、充実した給付を考えていく、そして分母を大きくしていくというふうなことから、これは妥当な改正になると考え、賛成いたすものであります。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 亘理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。起立多数であります。

よって、議案第21号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 22号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 10 請願第 23号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第22号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第23号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の以上2件は、関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第22号及び議案第23号について、当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第22号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書につきましては39ページ、新旧対照表は10ページとなります。

今回の改正ですが、介護保険法の一部改正によりまして、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条中、「法第5条の2」、これは認知症について規定されているところですが、これを「法第5条の2第1項」と改めるものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日ということになります。

続きまして、議案第23号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。議案書の40ページ、新旧対照表は11ページとなります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例の改正も先ほどの議案と同じ理由となります。

第4条中、「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第22号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 亶理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

#### 日程第11 議案第24号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第24号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、議案第24号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書は41ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、文言の整理と「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業運営に関する協議会」に改めることになります。



それでは、新旧対照表において説明いたしますので、12ページをお開き願います。

現行の第1章中の後に、現行「第1章 互理町が行う国民健康保険」の後に「の事務」をつけ加えるものになります。そして、現行第1条見出し中、それから第1条中、「国民健康保険」とあるものに後ろに「の事務」を加えるものになります。

続きまして、現行第2章、それから第2条の見出し、それから第2条中に「国民健康保険運営協議会」とあるものを「国民健康保険事業の運営に関する協議会」というものに改めるものになります。

そして、新旧対照表13ページをごらんいただきたいと思います。

この互理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらに「国民健康保険運営協議会」の名称がございますので、これもあわせて改正するものでございまして、新たに「国民健康保険事業の運営に関する協議会」というふうな名称を改めるものになります。

議案書に戻っていただきまして41ページでございますが、附則の第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項につきましては、先ほど新旧対照表でお示ししましたとおり、名称を変更するものの規定になります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 互理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 互理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時よりといたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第25号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第25号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、議案第25号 亶理町国民健康保険税の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案書の43ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、地方税法が改正されたことに伴う改正と、平成30年度から県が市町村と共同で国民健康保険事業の運営に当たることになったことに伴い、県の国民健康運営方針に基づき、保険税算定方式が資産割を除いた3方式になったこと並びに県から市町村国保事業納付金及び標準保険料率が示され、税率を改正するものでございます。

では、改正する条文について新旧対照表で説明をいたしますので、別冊の新旧対照表14ページをお開き願います。

第2条でございますが、現行は第2条はこの第1項で全ての事業を説明しておりますが、改正後はそれぞれ1号、2号、3号と新たに新設をしております。そして、個別に事業納付金の説明をつけ加えたものになります。

まず第2条でございますが、改正後に関しましては、第2条（課税額）前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

第1号、基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業納付金（以下この条において「国民健康保険

事業納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療に確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2号につきましては、今度後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3号、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

続きまして、2項になります。これで改正前は「前項」というものを号立てをしておりますので、改正文では「前項第1号」と改めております。

なお、資産割をなくしますので、「及び資産割額」を削っております。

そして、第3項につきましては、「第1項」を「第1項第2号」に改めております。

そして、この3項中に「及び資産割額」というものがありますが、これも同じく削っております。

4項につきましては、「第1項」を「第1項第3号」に改めております。

そして、第4項でございますが、介護納付金課税額ですが、第1項第3号として介護納付金課税被保険者の規定は第2条第1項第3号で規定しているので削除し、「及び資産割額」を削除するものです。

次に、17ページになりますが、第3条でございますが、第3条につきましては、医療分の税率、これが県から示された税率改正するもので、「100分の7.60」を「100分の6.54」に改めるものになります。

そして、第4条に、現行の第4条につきましては、（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）でございますので、これを削除するものでございます。

そして、現行の（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）については、この第5条は被保険者の均等割で、これは「2万4,000円」を県から示された値「2万6,180円」に改め、現行「第4条」を削除したので、同条を「第4条」とするものでございます。

続きまして、現行の第5条の2第1項第1号は、世帯別平等割額の規定で、国民健康保険の後の「（昭和33年法律第192号）」については、第2条第1項第1号で規定しているので、これを削り、条ずれしている箇所がございますので、「7条の3」を「7条の2」に改めております。

そして、18ページをお開き願います。

ここでも同じように「7条の3」が出てまいりますので、同じように「7条の2」に改めるものでございます。

次に、第2号、県から示された税率でございますけれども、世帯割につきましては端数処理をしまして、現行「2万3,000円」を「1万7,760円」に改めるものになります。

第2号につきましては、第1号に規定されている特定世帯とは国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったことにより1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、国民健康保険の資格を喪失した日の属する月、これは特定月といいますが、以後5年間を経過する月までの間にある世帯をいいます。地方税法第703条の4第10項第1項及び第2号の規定で、平等割を最大5年間、2分の1に軽減します。これにより、2号は第1号の1万7,600円を2分の1軽減するので、現行「1万1,500円」を「8,800円」に改正します。

第3号の特定継続世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったことにより1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年間を経過する月の翌月から特定月以後8年間を経過するまでの間にある世帯をいいます。これは、地方税法第703条の4第10項第1項及び第3号の規定で、平等割を最大3年間4分の1に軽減するものでございます。これにより第2号は第1号の1万7,600円を4分の1軽減するので、現行「1万7,250円」を「1万3,320円」に改め、同条を第5条とするものでございます。

続きまして、第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、これも県から示された税率に改正するもので、「100分の2.00」を「100分の2.38」に改めるものになります。

現行第7条は、「（後期高齢者支援金等課税額の資産割額）」で、これを削ります。

現行第7条の2は、県から示された税率に端数処理をして「8,300円」を「9,560円」に改め、同条を「第7条」と改正するものになります。

現行第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額で、県から示された税率に端数処理をし、同条1号中「7,200円」を「6,480円」に、同条第2号中及び第3号は、第5条第2号及び第3号と同じく軽減するもので、2号を「3,600円」を「3,240円」に、同条3号中「5,400円」を「4,860円」に改め、同条を「第7条の2」と改正するものでございます。

続きまして、第8条になりますが、こちらは介護納付金課税被保険者に係る所得割額を税率は県から示された税率に改正するもので、「100分の1.60」を「100分の2.27」に改正するものです。

現行の9条「（介護納付金課税被保険者に係る資産割額）」を削ります。

現行第9条の2（介護納付金被保険者に係る被保険者均等割額）を県から示された税率に端数処理をし、「9,500円」を「1万1,820円」に改め、同条を「第9条」と改正するものでございます。

そして、現行9条の3（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）を県から示された税率にし、「6,000円」を「5,470円」に改め、同条を「第9条の2」とする改正でございます。

続きまして、第23条になりますが、こちらは国民健康保険税の減額でございます。20ページをお開き願います。

第1号につきましては、総所得金額が33万円を超えない世帯を対象に医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を第4条、第5条、第7条、第7条の2、第9条及び第9条の2の金額を7割減ずる金額に改正するものです。金額については、あとお目通しをお願いいたします。

続きまして、21ページ、第2号になりますが、こちらは5割軽減の対象というふうになります。こちらは、総所得の額が33万円に被保険者及び特定同一世帯に所属

した1人当たり27万円を加算した金額を超えない世帯を対象に第1号と同様に医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を第4条、第5条、第7条、第7条の2、第9条及び第9条の2の金額を5割減ずる金額に改正するものです。金額については、あとお目通しをお願いいたします。

続きまして、新旧対照表の22ページをお開き願います。

今度は第3号になります。第3号は、2割軽減の対象ということになります。これは総所得の金額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たり49万円を加算した金額を超えない世帯を対象に第1号と同様に医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金の被保険者均等割額及び世帯平等割額を第4条、第5条、第7条、第7条の2、第9条及び9条の2の金額を2割減ずる金額に改正するものです。金額については、あとお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案書の47ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項（適用区分）改正後の亘理町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を

## 改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第13、議案第26号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、議案第26号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書の48ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、文言の整理と後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について、加入時に対象施設に入所していることにより、現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直すものになります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、24ページをお開き願います。

第3条の第2号になりますが、2号中第1項につきましては、法第55条の2が新たに追加されましたので、これを準用しております。ですので、「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中2号の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加えるものです。これが新たに加わるものでございまして、「第5号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」とするものでございます。

それでは、議案書の48ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第27号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第27号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第27号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案書の49ページ、新旧対照表の26ページをお開き願います。

今回の改正は、指定管理者制度を導入するわたり温泉鳥の海において、鳥の海公園の一部の区域にグランピング施設を整備し利用を開始するに当たり、火気を使用することから条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

第5条（行為の禁止）第7号において、現行の「たき火をし、火気を持ち遊びその他危険な遊びをし、又は公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。」を「指定された場所以外の場所でたき火、火気を持ち遊びその他危険な遊び、炊さん、宴会、野営、又は公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。」に改めます。



続きまして、新旧対照表の27ページをお開きください。

別表第1の有料公園施設についての改正です。こちらは、平成30年4月から供用開始を見込んでいる鳥の海公園において、野球場、陸上競技場に新たに「サッカー場」を加えるものです。

次に、下段の別表第5有料公園施設を利用する場合の使用料について改正するものです。現行では、町内居住者と町外居住者で使用料を別に定めておりましたが、これを廃止し、同一の使用料に改めて、町外からの利用者も呼び込み、交流人口の増加を図るものです。

また、鳥の海公園サッカー場の使用料を新たに追加するものです。

次に、新旧対照表の28ページをお開きください。

別表第6有料公園の照明使用料について改正するものです。

こちらも町内居住者と町外居住者で使用料を別に定めておりましたが、これを一本化して亘理公園野球場における使用料を30分につき1,500円とするものでございます。

議案書の50ページに戻りまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案書第27号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 第5条関係でお伺いいたします。改正理由につきましては、今述べられたようにグランピングをする施設の設置に伴うということでの行為禁止についての追加というふうなことになりますね。そして、その内容が、指定された場所以外の場所で炊さん、宴会、野営、これが追加されたわけですね。そして、ちなみに宴会というような意味をウィキペディアで調べましたら、「ある程度まとまった人数で飲食をともにすることによりお互いのコミュニケーションを深める行為」とあるわけなんです。そういたしますと、今後、お花見、芋煮会、各種イベントなど、そういったコミュニケーションを深める行為については町全域では行えないというふうなことになるんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 宴会につきましてはですが、通常二、三人程度の少人数で行う

飲食については宴会には当てはまらないということで考えております。また、ある程度まとまった人数でお花見とかするときなんですが、特に何人とか人数の特定は行わずに、一番は他人に迷惑をかけるような行為をしなければ、ある程度のことは、公園管理者の判断にはなるんですが、そこら辺は容認できるものかと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） といいますのは、この都市計画公園についての利用行為、これはまず3条のほうに規定されているわけなんです、行為の制限。本来であれば、行為の禁止というのは公序良俗に照らして、してはいけないものが今まで5条関係に明記されていたわけですね。これは誰が見ても行ってはいけないもの。それを改めて5条のほうに普段楽しみとして公園を使う行為を禁止行為として今回追加しているわけですので、この3条の行為の制限、これはどのようなことかといいますと、5つほどございまして、1つが行商等の行為、2つ目は業とする写真や映画、テレビ撮影、3つ目が興業ですね、そして4つ目が競技会、展示会、全部または一部を独占して利用するもの、そして5番目が、ここが大事だと思うんですけども、花火・キャンプファイヤー等を使用すること。つまりこの「等」というところにやっぱり公園をふだんに利用する行為が含まれてきていると私は思うんですけども、それを町長が申請に応じて許可するというふうなつくり建てになっているわけです。その行為に対して、3条、5条であえて禁止行為を明記するというふうなことについて、今回条例改正あるわけなんですけれども、そうすると、全ての行為を全町域で指定しなくちゃいけないというふうなことになるんじゃないですか、理屈上は。そこはどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 第3条の5号で言っているのは花火とキャンプファイヤー等ということなので、火を使うもの全てということではなくて、ある程度限定された花火とキャンプファイヤー。今回言っているのは、たき火、たき火というかバーベキューとかそちらの火を使うというものになっておりますので、ちょっと性質は違うのかなと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 互理町内に都市公園、もしくは類推する公園施設があるわけです。

それは、ふだんに今無意識のうちに人が集まって憩い楽しんでいるわけです。現実問題として、今亙理神社公園ですか、あと悠里公園等では、各種団体が煮炊き並びに宴会、それらを実際行っているわけなんです。それを今度5条で、あくまでもこの指定された以外のところではできないというふうにうたっているわけですから、それらの今まで団体が亙理神社の都市公園とかあと悠里公園で行っていたイベントについてはどういうふうな取り扱いになるんですか。最後ですけれども。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この禁止行為の中では、町のほう、条例つくるときに上位法の都市公園法なり県の都市公園の運用とかいろいろ確認したわけなんです、県とも同じ文言使っているわけなんです、県のほうでは余り細かい人数とかそういう使い方の限定はしておりません、管理のほうを指定管理者制度で任せているので、ある程度そちらのほうの考えに合わせてということで、必ずしも一律全部同じ利用形態にしなければならないというようなことでもないのかなと今のところは考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 町外居住者の減免については、交流人口の増加を図ることからという理由についてはある程度理解ができますけれども、近隣市町で町外居住者と町内居住者と同じ使用料を徴収している自治体はどのくらいありますか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 近隣で申しますと7つの市町が町外・町内の区別をしていないということになってございます。

議長（佐藤 實君） 13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 具体的な市町村名はわかりますか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） まずは岩沼市、あと仙台市、利府町、七ヶ浜町、塩竈市、大和町、富谷市となっております。

議長（佐藤 實君） 13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 逆に町内利用者の方々より亙理町に住んでいてなぜ町外の方々自分たちと同じ使用料なのか、町税を納めている人と町外の方の町税を納めていない人との不公平感が生じるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 不公平感というか、今回の改正につきましては、ほぼほぼ都市公園、あとは都市公園野球場、あとテニスコートにつきましては、この前の全員協議会でも資料でお示ししましたが、ほぼほぼ町内の利用者がほとんどでございまして。なので、まれに町外の方の利用があるということで、ほぼ土日は利用が満杯というか、土日だけがほぼほぼ満タンで、あと平日の利用がないということで、今回できれば平日のナイターとか、あと土日のナイターとか、そういうところに町外者の方を呼び込んで、施設の利用をもう少し回数をふやしていければなという思いで改正に至ったものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、サッカー場の使用料についてちょっとお伺いしたいんですけども、ほかの施設と比べてサッカー場、新しいサッカー場なのでこうなるのかななんて考えたりして見ていましたけれども、一般の場合もほかの料金よりは非常に高い。そして、高校生以下についても、1時間当たり2,000円、小学生以下についても1,000円という、高校生も小学生もお金を自由に出せる身分ではないのに、こういったところを規定したという何か根拠があったら教えてください。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） サッカー場につきましては、参考になっているものが七ヶ浜のサッカースタジアム、あと松島のフットボールセンターということで、どちらの施設もtotoの補助であったり、サッカー協会の補助だったりとすることでつくっている施設でございます。それに倣って七ヶ浜も松島フットボールクラブも基本大人が3,000円、消費税については内税にするか外税にするかの違いで、それを参考に設定させてもらったという中身でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） よその市町村を参考にしたということは本当にわかりましたけれども、ここはもう少し考える余地というものはないのでしょうか。もう少し無料に近いところに考えるということの意見は出なかったのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 無料とかそういうのは、ちょっと考えてございません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 先ほど百井議員もおっしゃったんですけれども、この町内居住者、町外居住者とお金の差のことなんですけれども、これを先ほど課長さんからは説明していただきましたけれども、町民の方々に納得できるように私たちも説明をしなくちゃいけないんです。そのためにもう少し考慮していただきたいということが1つと、それから土日が施設を予約するのにすごく混んでいるんです。やはりこういうふうに同一料金になりますと、町内で借りたいと思っている方もなかなか土日にとるのが大変になってくると。もし同一料金にするのであれば、例えば町内の方については予約できる日にちを今まで1カ月前だったんですけれども、それをもう2カ月前にするとかという町内の方に対する有効な手だてなんかは考えられないものかどうかということの2つ伺います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 議員おっしゃるとおり、これ一律料金にした場合ですと、町外者の、早い順番という形になりますので、今回規則のほうでこの予約につきましては1日から、使用する月の前の月、前月の1日から5日までを町内の方優先で受け付けを開始すると。町外者につきましては6日以降に受け付けを開始するということで、まずもって町内者の方を優先に、先に申請できるということで、規則の改正を行ってございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 町外・町内の差をなくすということで、交流人口が図れるというふうなことで、施設を使ってもらうことになると思います。今回サッカー場でありまして、公認をとりまして、そのピッチで試合とかをする場合に、町外の方たちも結構利用頻度が多くなるのかなと思います。そこで、その予約するときの方法なんですけれども、多分今は担当の窓口か電話で予約するんですけれども、今ほかの市町村なんかでは予約システムなんかを当然導入してやっているところもあります。今手元にスマホがあればスマホから一発、あきがあればじゃこの時間帯で予約しますというふうなことを考えれば、やっぱりこれは今の時代にふさわしいシステムの構築かなと思うんですけれども、そういうのは今考えていますか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今後、そのシステムについても検討していきたいなと思って

ございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 多分この話は私が今初めてしたわけじゃなくて、ちょっといつかわかりませんが、かなり数年くらい前から、本当に震災前くらいから言っている議員の意見も聞いたことあるんですけども、多分そのときも考えておきます、検討しますというふうな答弁だったと思うんですけども、今さら答弁とか検討じゃなくて、平成30年度の、いつの時期かわかりませんが、それに向けて実際やっていくような方向で答弁いただければ一番いいんですけども、どうですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） あと財政のほうとも相談というか、そういう面もございまして、前向きに検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 今さら財政の話はしないでくださいね。もうとっくに話しているんですから、そこでもって費用対効果で調べたらなかなか難しいとかという答弁だったらまだわかるんですけども、全然話が進んでいない。

あと、もう一つ、さっき5条の7号で宴会、私も宴会ひっかかったんですけども、多分これはその場所に行ったときに、これを禁ずる、この行為は禁ずるということで、看板にこれ明記しちゃうんですか。明記しちゃうと、ただ宴会を禁ずるといった場合には、なかなか利用できるのがためらってしまう部分があるので、ここで今やりとりすると、ある程度アバウトな意見、アバウトな考え方が当局にあるというのはわかるんですけども、実際そこに宴会といいますと、第三者が見たときに宴会していると宴会だめじゃないかとかこういうふうに指摘されるので、そういうふうな看板等は設置するんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今のところ看板等でそういう表示は考えてございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今ので、さっきからのでちょっとひっかかっていたんですけども、今回のこの条例の改正は、あくまでもわたり温泉島の海の隣にありますグランピングの施設を運営するために改正したものでございますので、あそこは特殊公園の中に区域として入っているんです。ですから、あれを使うためにこの条例を

改正しないと、その場でも宴会とかができなくなってしまうので、火を使ったり、そういったことがあるので今回の条例に改正したということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第28号 亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部  
を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第28号 亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは、議案第28号 亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書52ページ、新旧対照表29ページをお開きいただきたいと思います。

亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例。

亶理町心身障害児就学指導審議会条例を次のように改正する。

このたびの改正は、平成25年9月の学校教育法施行令の改正等を踏まえ、既存の亶理町心身障害児就学指導審議会に対し、早期からの教育相談、支援や就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から、

その名称を亶理町教育支援委員会とし、その機能の拡充を図っていくことを目的として改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、29ページをお開きください。

まず、現行の「亶理町心身障害児指導審議会条例」を「亶理町教育支援委員会条例」とし、題名を改正いたします。

次に、第1条の（設置等）であります。現行の「1項、教育委員会の諮問に応じ、心身に障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項を調査審議するため、亶理町心身障害児就学指導審議会（以下「審議会」という。）を置く。2項、審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。」としていたものを国の要綱を参考に「心身に障害のあること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の適切な就学支援等の教育支援を行うため、亶理町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く」とし、全面改正をいたします。

次に、第2条ですが、（所掌事務）を明記いたしました。

第2条（所掌事務）「委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。1号、児童生徒等の就学に関する事項、2号、児童生徒等の教育支援に関する事項、3号、その他教育委員会が必要と認める事項」であります。

次に、第2条の内容を新たにしたことによる第3条以降の条ずれが生じたので、修正いたしました。

その他の改正点につきましては、「審議会」を「委員会」に、「会長」を「委員長」に、「副会長」を「副委員長」に文言を整理したものでございます。

議案書53ページに戻りますが、附則といたしまして、1項（施行期日）この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2項（経過措置）この条例の施行の際現に改正前の亶理町心身障害児就学指導審議会条例の規定により委嘱されている亶理町心身障害児就学指導審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は改正後の亶理町教育支援委員会条例の規定により委嘱されている亶理町教育支援委員会の委員とみなす。

3項に、亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償



に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「心身障害児就学指導審議会委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議方、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ちょっとお尋ねいたします。今回の改正によって、今まで教育委員会の諮問に応じが、今度はもちろん教育委員会の諮問ですけれども、幼児という言葉が入ってまいりましたけれども、この幼児の掌握についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この条例の一部を改正する前からも幼児、つまり保育所とそれから幼稚園等に入っている園児に対しても、正しい、正しいといえますか適切な就学ができるように審議をしてまいりました。意味としましては、就学前の児童といえますか幼児という意味合いと捉えていただければいいと思います。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、所掌する事務の中に、その他教育委員会が必要と認める事項の中に例えば子ども未来課とか健康福祉とかそういう部分も入れてのそういうことで子供さんの児童の部分の掌握を図っていくということになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） これまでも、例えば保育所で園児がいます。いろいろ保護者のほうからご相談があつて、まず保育所とそれから子ども未来課の保健師等でいろいろご相談をしながら対応いたしております。その間、そういった情報を教育委員会のほうにも寄せていただいて、うちに今教育専門官が、今指導主事がおりますので、そういった方々たちとまずその園児の様子を見ながら今後の対応を図っていくと、そういう形でやっておりますので、子ども未来課、それから中央児童相談所、それから山元支援学校等、関係機関と連絡を密にとって対応しておりますのでございます。今後も、そういった体制は堅持していきたいと、そういうふうな形で考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 亶理町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第29号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第29号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 議案第29号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案書につきましては55ページ、新旧対照表につきましては32ページとなります。

議案第29号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例。

亶理町運動場条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、都市公園運動場も含め、町外者利用団体等がほとんどない状況でありまして、近隣市町村においても町内・町外の区分を設定していない市町村も多く、本町におきましても、町外者利用団体等の利用促進を図りながら交流人口の拡大につなげていきたいと考えまして改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。32ページをごらんいただきたいと思っております。

別表（第4条関係）を現行の使用料1時間当たりの下の部分になります。「町内居住者」「町外居住者」の部分を削除し、改正後は一律の料金形態の表に改める

ものでございます。

また、下から3番目に記載の亙理町吉田宮前野球場につきましては、今年度で全体改修が終了しましてリニューアルすることから、今年度完成予定の鳥の海公園野球場と同様に使用料を「200円」から「500円」に引き上げるものでございます。

議案書56ページに戻っていただきまして、附則で、施行については平成30年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 吉田宮前野球場の1時間当たりの使用料は町内居住者で現行の200円から500円と2.5倍になっておりますが、仮設住宅がグラウンドに設置される以前よりもグレードが上がったから値上げするのでしょうか、具体的には。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今説明しましたけれども、鳥の海公園野球場も200円から500円に引き上げます。宮前野球場も2年かけてフェンス等、全部新品というか改修してございますので、荒浜鳥の海公園の野球場と料金形態を一緒にするというのが一つございまして、あともう一点があぶくま野球場、あそこが1時間あたり200円なんですけれども、そことの差をつけるというか、ちょっと宮前野球場のほうがかなり立派にできているということで、その辺の差別化をするために今回改正するものでございます。

議長（佐藤 實君） 13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） グラウンド整備の基準というのは、震災前と同じ水準、いわゆる原形復旧が災害復旧事業の原則と考えますが、いかがでしょうか。逢隈と一緒にするというのは。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 災害復旧でいたしましたのは荒浜の鳥の海公園の野球場でございまして、ほぼ同じ基準、企画、材質で復旧してございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） お尋ねしますけれども、先ほども伺ったんですけれども、町内・町外、差がなくなったということで、申し込みするその日程は先ほどと同じでよろ

しいということで、大丈夫ですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） もう一点だけちょっと聞かせてください。

町内居住者のみとするというふうに書いてあるおおくま防災公園ほか、旧館公園だったり、亘理運動場だったり、よしだ防災広場、それから中央工業団地広場、その中で、防災広場については前から説明をいただいた内容に思いますのでいいんですが、例えば亘理運動場を町内居住者のみとするというふうにより町外者に対して使用を禁じている理由というのは、どういったことでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 理由というか、あそこの亘理運動場につきましては、町内のサッカースポーツ少年団、あとは亘理小学校とあと児童センター、そのところが主に利用してございますので、町外者の方には貸し出ししないということで決めたものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 亘理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第31号 亘理町働く婦人の家条例の一部を改正する条

例

- 日程第19 議案第32号 亶理町公民館条例の一部を改正する条例  
日程第20 議案第33号 亶理町立図書館条例の一部を改正する条例  
日程第21 議案第34号 亶理町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第30号 亶理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例から日程第21、議案第34号 亶理町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例までの以上5件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第30号から議案第34号までについて、当局から提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第30号 亶理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例から議案第34号 亶理町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例まで、関連がありますので一括でご説明をいたします。

今回の改正につきましては、午前、午後、夜間の3区分に設定したものを利用者の利便性向上を最優先に考えまして、5つの施設全てにおいて1時間単位の料金設定に改正するものでございます。

それでは、順を追ってご説明いたします。議案書につきましては57ページから67ページ、新旧対照表につきましては34ページから43ページになります。

議案第30号 亶理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例。

亶理町勤労青少年ホーム条例の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。34ページをごらんいただきたいと思っております。

現行の別表第1（第3条関係）の使用時間区分に応じた使用料金表から改正後の使用料（1時間あたり）の使用料金表に改めるものでございます。

また、備考につきましては、「第1項、使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる。第2項、放送設備を使用するときは、この表に定める使用料のほか、1,000円を徴収する。第3項、調理実習室におけるガス等を使用するときは、この表に定める使用料のほか、調理台1台につき300円を徴収する。第4

項、使用料には、消費税相当額を含むものとする。」に改め、別表第2（第3条関係）の冷暖房関係使用料金表の備考を、「第1項、使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる。第2項、使用料には、消費税相当額を含むものとする。」に改めるものでございます。

続きまして、議案第31号 亶理町働く婦人の家条例の一部を改正する条例。

亶理町働く婦人の家条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表につきましては、36ページをごらんください。

この改正につきましては、勤労青少年ホーム条例同様に現行の別表第1（第9条関係）の利用時間区分に応じた利用料金表から改正後の利用料（1時間当たり）の利用料金表に改めます。

備考につきましては、第2項に、「集会室については、全面利用料金表とする」と。「ただし、1室利用の場合は3分の1の料金とする。」に改めまして、第2項以外の第1項から第5項につきましては、亶理町勤労青少年ホーム条例と同様の文言に改めるものでございます。

また、別表第2（第9条関係）の冷暖房料金表の備考につきましても、第1項と第2項を亶理町勤労青少年ホーム条例と同様の文言に改めるものでございます。

続きまして、議案第32号 亶理町公民館条例の一部を改正する条例。

亶理町公民館条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は38ページをごらんいただきたいと思います。この改正につきましても、同様に現行の別表（第6条関係）の使用時間区分に応じた各室使用料の表から改正後の使用料（1時間当たり）の各室使用料の表に改め、備考につきましては、第1項から第7項まで記載のとおり改めるものでございます。

次に、現行の冷暖房の使用料の表を改正後の冷暖房使用料の表に改め、備考につきましても、第1項と第2項を記載のとおり改めます。

冷暖房使用料の表につきましては、前段の各室使用料の表の並び順に合わせたものになります。使用料の変更については行ってございません。

また、付属設備及び備品使用料の備考につきましても、第1項と第2項を記載のとおり改めるものでございます。いずれも、備考につきましては、全て文言の整理を行うものでございます。

議案第33号 亶理町立図書館条例の一部を改正する条例。

亙理町立図書館条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は41ページとなります。

この改正につきましても、同様に現行の別表（第6条関係）の使用時間区分に応じた会議室等各室使用料の表から改正後の使用料（1時間当たり）の会議室等各室使用料の表に改め、備考につきましても、第1項から第4項まで、記載のとおり改めるものでございます。

次に、会議室等冷暖房使用料の備考につきましても、第1項と第2項を記載のとおりに改め、会議室等付属設備及び備品使用料の備考につきましても、記載のとおりに改めるものでございます。

これも同様に、いずれも備考につきましても、全て文言の整理を行うものでございます。

議案第34号 亙理町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例。

亙理町農村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は42ページとなります。

この改正につきましても、同様に現行の別表（第6条関係）の使用時間区分に応じた各室使用料の表から改正後の使用料（1時間当たり）の各室使用料の表に改め、備考につきましても、第1項から第4項まで記載のとおりに改めます。

また、冷暖房使用料金表の備考につきましても、第1項と第2項の記載のとおりに改めます。

これも同様で、いずれも備考につきましても、全て文言の整理を行うものでございます。

施行につきましても、全て平成30年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第30号 亙理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしますけれども、利便性の向上ということで、この値段を決めたという、1時間単位にするというようなことなんでしょうけれども、ただ1つだけ気になるのは、午前中の値段がやっぱり割り振りの関係だかわからない

けれども、もとのほうが安くなる。午前中だと3時間だよ。ね。（「そうです」の声あり）ですから、1時間単位でこれ3時間借りたのと、あと午前中の値段、比べると、もとのほうよりも今後1時間単位にしたほうが高くなる部分があるんだけれども、それはどういうふうなことかという。もうしようがないということなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） この前の全員協議会のほうで表の一覧、お示しさせていただきましたけれども、午前・午後・夜間ということで、料金それぞれ違うんですけれども、午後の部が一番料金的に1時間当たりの料金が安いということで、それを基準に1時間当たりの設定をしてございまして、ただし若干端数の関係出てきますので、その分を100円単位に切り上げたという料金設定にしております。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） しようがないのかなと思うんですけれども、ただこの午前中使う人というのは少ないんですかね、午後よりも。午後のほうが多いんですかね。そこだけ。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それもちよっと、そこまでは、午前午後どれぐらいあるかというのは、1日の件数とかは拾っていますけれども、午前であったり、午後であったり、どちらかというとなら午後のほうが多いのかなという気はします。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 亘理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 亘理町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。



次に、議案第31号 亶理町働く婦人の家条例の一部を改正する条例の件について  
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 亶理町働く婦人の家条例の一部を改正する条例の件を採決  
いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 亶理町働く婦人の家条  
例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 亶理町公民館条例の一部を改正する条例の件について質疑を  
行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 亶理町公民館条例の一部を改正する条例の件を採決いたし  
ます。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 亶理町公民館条例の一  
部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 亶理町立図書館条例の一部を改正する条例の件について質疑  
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 亶理町立図書館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 亶理町立図書館条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 亶理町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 亶理町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 亶理町農村環境改善センターの条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

## 日程第22 議案第35号 亶理町防災備蓄倉庫基本計画について

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第35号 亶理町防災備蓄倉庫基本計画についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第35号 亶理町防災備蓄倉庫基本計画について説明申し上げます。議案書が68ページとなります。また、説明資料としてお渡ししております亶理町防災備蓄倉庫基本計画の冊子を使用いたしますので、お手元に準備をお願いいたします。

亙理町防災備蓄倉庫基本計画について。

別紙のとおり亙理町防災備蓄倉庫基本計画を策定するため、亙理町議会基本条例第8条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細説明といえますか説明につきましては、先ほど申し上げました亙理町防災備蓄倉庫基本計画の冊子を使用いたしますので、まず1ページをお開きください。

本計画の目的といたしましては、東日本大震災で甚大な被害を受けた教訓から、町民の安全と安心を確保するため、本町の防災拠点施設となる防災備蓄倉庫を建設するため策定するものでございます。

次に、計画の15ページをお開き願います。

この防災備蓄倉庫を整備するための基本理念としては、必要十分な備蓄品の収納能力を備え、支援物資の搬入搬出がスムーズにできる機能を持ち、公共ゾーン区域内の新庁舎や周囲の田園風景との調和に配慮した亙理町の防災に資する施設にすることとしております。

その下、防災備蓄倉庫施設整備の基本方針でございますが、1つ目は非常時の運用に配慮した機能性の確保、2つ目は平常時の備蓄及び搬入搬出の機能性の確保、3つ目が災害への備えに関する啓蒙活動等に利用可能な機能性の確保、4つ目が新庁舎や周辺地域の田園風景と調和し、景観に資するデザイン、最後の5つ目になりますけれども、公共ゾーン区域内の他施設との連携性の確保の5つの柱から成るものでございます。

次に、その隣のページになりますが、16ページから17ページにかけてになります。その具体的な内容としましては、アクセスのよさ、搬入搬出の機能性の確保、大型車の乗り入れに対応できる駐車場スペース、平常時で各種会合等にも利用できる会議スペースの確保、防災訓練等の活動に利用可能な屋外空間、公共ゾーン区域内の他施設との連携の確保といったこととなります。

特に、非常時においては、災害対策本部が設置されることとなる新庁舎と避難所開設に伴う緊急の初動対応が求められる防災備蓄倉庫と互いに密接に連携を取り合うことで効率的に機能できるようにし、要配慮者の対応においても、保健福祉センターとの連携を図ることとしております。

次に、少し飛びますけれども、22ページ、A3判をお開き願いたいと思います。

次に、建設場所でございますが、当初から予定しておりました公共ゾーン内への

建設となります。公共ゾーン内の配置につきましては、給食センターに隣接させた位地として、災害時の密接、連携、運用を期待しておりました。

しかしながら、施設の整備予定時期が未定であること、防災備蓄倉庫の配置を当初予定していた位置とした場合、新庁舎や保健福祉センターから離れてしまい、他の施設が整備されるまでには防災備蓄倉庫だけが東側に1施設だけ単独で建ってしまうことになります。

また、現在、岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会で協議を進めている消防広域化の組織改編の中で、亘理消防署の位置を現在の亘理町字祝田34-2と現在の位置に決定していることや水道、下水道、電気などライフラインが西側の町道に沿って設けられているため、防災備蓄倉庫の位置を西側道路に近い場所とすることで、新設する管路や電線の距離が短くでき、より無理のない経済的な計画とすることができるということでございます。

そして、防災備蓄倉庫が幅の広い西側町道に接することで、搬入搬出のための大型トラックを含む輸送車両の円滑な運行を確保できるといったこと、さらには備蓄品や支援物資の配送拠点となる防災備蓄倉庫が新庁舎、保健福祉センターと隣接する位置とすることにより、災害時の対応を効率的に実施することができるようになります。

このように防災備蓄倉庫の計画敷地を本計画において比較検討し、整理しますと、防災備蓄倉庫の配置場所は当初の計画においては公共ゾーン区域内で、この図面でいいますと一番左側の3-1街区としておりましたが、防災拠点施設としてより効率的で効果的な施設運営を考慮し、公共ゾーン内の図面でいいますと一番右側の1街区に配置場所を改めることとしております。

次に、32ページをお願いいたします。

32ページ、中段といいますか4の施設の規模となりますけれども、備蓄面積と支援物資の搬出入面積を合わせて備蓄倉庫として830平米、それから管理室と会議室と兼用になりますが、80平米、そのほか水回り等で80平米、施設合計面積で990平米となるというふうに捉えております。

次にまた38ページの、またこちらもA3判になりますが、確認をお願いいたします。これについては、スケジュールを記載しております。

平成30年度に基本設計・実施設計、平成31年度から32年度にかけて、建設工

事、そして平成33年3月の竣工を目指しております。

最後に、次の39ページをごらんいただきたいと思います。

概算事業費となりますが、基本設計・実施設計は新年度予算で出しますけれども、2,000万円でございます、建設工事費が記載のとおり2億9,620万円としております。

なお、財源につきましては復興交付金を活用することとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 亙理町防災備蓄倉庫基本計画についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 亙理町防災備蓄倉庫基本計画についての件は原案のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第36号 字の区域を新たに画することについて

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第36号 字の区域を新たに画することについての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、議案第36号 字の区域を新たに画することについてご説明いたします。69ページをお開きください。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行うため、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

70ページをごらんください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、土地改良事業が施行され、平成31年度中に換地処分を行い事業が完了する予定となっておりますが、換地処分の実施に伴い、圃場整備施行区域内の字名を変更するものでございます。

議案資料の「合理的にしようとするもの」という具体的な件に関しましては、施行区域内の字名を「字荒浜」に一本化するというものでございます。

事業名、農山漁村地域復興基盤総合整備事業荒浜北部地区。

根拠法令、土地改良法第87条第8項。

施行者、宮城県。

確定年月日及び確定番号、平成25年5月8日農村第90号。

施行区域は、亶理郡亶理町荒浜字西木倉の一部ほか記載のとおりでございます。

換地処分予定年月日は、平成31年10月31日を予定しております。

71ページには字名の新旧対照表が、72ページ以降には変更調書が、80ページ以降には農山漁村地域復興基盤総合整備事業の位置図がそれぞれ記載されておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 字の区域を新たに画することについての件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） なお、当局から指定管理者選定委員会の経過について補足説明の申し出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） では、私から、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

今回の議案第37号の指定管理者の指定につきましては、平成30年1月17日及び平成30年2月8日の両日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会におきまして、審議の結果、指定管理者となる団体が選定され、その内容につきまして答申をいただいていることについて最初にご報告申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。議案書につきましては83ページでございます。

議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ。
- 2、指定管理者となる団体、石巻市開成1番地27、宮城県漁業協同組合。
- 3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時30分とします。休憩。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第38号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤 實君） 日程第25、議案第38号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第38号についてご説明いたします。別冊でお配りの平成29年度亘理町一般会計補正予算書（第7号）をご準備ください。

1ページをお開き願います。

平成29年度亘理町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによるものとし、第1条（歳入歳出予算の補正） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億2,545万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億6,189万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（繰越明許費） 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正） 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとす



るものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。25ページをお開き願います。

項目が多いため、本日は金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

なお、今回の補正予算は、一部追加補正となる事業もございしますが、全般的には事業費の確定などによる減額補正が主な内容になっております。

初めに、2款総務費でございます。1項1目一般管理費につきましては、細目に職員人件費として1,124万3,000円を減額補正しておりますが、これは12月補正及び1月補正において人事異動や人事院勧告に伴う補正を行いましたが、今回の補正は派遣職員負担金等の実績見込みに伴うものが主なものであります。

続きまして、27ページをお開きください。

1項12目基金管理費につきましては、25節積立金として1,365万8,000円を追加補正しておりますが、これは基金の運用利息を各種基金に積み立てるほか、細目5庁舎建設基金費1,102万6,000円につきましては、運用利息のほかふるさと納税の使途を役場庁舎建設事業に充当する旨指定いただいた寄附金を庁舎建設基金に積み立てるものでございます。

次に、31ページをお開きください。

4項選挙費につきましては、1,474万1,000円を減額補正しておりますが、これは事業の確定により3目衆議院議員選挙費、6目宮城県知事選挙費、それぞれにおいて減額するものでございます。

以上が総務費の主な内容でございます。

続きまして、3款民生費をご説明いたします。

33ページをお開きください。

1項1目社会福祉総務費につきましては、細目3社会福祉事務経費として償還金利子及び利子割引料を501万8,000円追加補正しておりますが、これは平成28年に実施した臨時福祉給付金に係る国庫補助について実績に基づき返還するものでございます。

続きまして、1項3目老人福祉費につきましては、36ページに記載のとおり、細目15後期高齢者医療事務経費として3,035万5,000円を追加補正しておりますが、これは宮城県後期高齢者医療広域連合に納付する医療給付に係る市町村の負担金の額が決定したことから追加補正するものでございます。

1 項 7 目障害者福祉費につきましては、1,058万2,000円を追加補正しておりますが、これは細目 3 障害者福祉費として平成28年度障害者医療費における国庫負担金及び県負担金の実績に基づく返還金648万7,000円を、細目 6 心身障害者医療費支給経費として医療費助成対象者の増加により409万5,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、37ページをお開きください。

2 項 3 目保育所費につきましては、細目 3 保育所運営経費として2,700万円を減額補正しておりますが、これは臨時保育士賃金を実績見込みで300万円を減額補正するほか、保育士不足を補うため当初予算において人材派遣業務委託料として2,400万円計上していたところですが、人材派遣を依頼せずに運営できる見込みとなったため、全額減額補正するものでございます。

2 項 4 目児童措置費につきましては、細目 3 保育園経費として484万6,000円を追加補正しておりますが、これは平成30年 4 月開設予定の小規模保育施設において開設準備に係る備品関係が新たに県補助金の対象となったため追加交付するものであり、また細目 4 児童手当等支給経費として1,372万5,000円を減額補正しておりますが、これは出生数の減少などにより対象児童数が見込みより減少したため実績に合わせて減額補正するものでございます。

以上が民生費の主なものでございます。

続きまして、6 款農林水産業費を説明いたします。

41ページをお開きください。

1 項 4 目農業振興費につきましては、細目 3 農業振興事務経費として466万8,000円を追加補正しておりますが、これは震災後増加している野鼠対策の散布用駆除薬品や日照不足による防除剤購入に対し助成するものでございます。

1 項 6 目農地費につきましては、細目 9 県営農地整備事業費として3,076万8,000円を追加補正しておりますが、これは事業費の確定に伴い、県営事業である農地災害復旧事業や圃場整備事業等の負担金を増額するものでございます。

続きまして、7 款商工費をご説明いたします。

43ページをお開きください。

1 項 3 目観光費につきましては、細目 5 観光振興経費として1,903万2,000円を追加補正しておりますが、これは観光施設整備基金から繰り入れしたわたり温泉鳥の

海のリニューアルオープンに向けた施設整備費用をわたり温泉島の海特別会計へ繰り出すものでございます。

以上が商工費の主なものであります。

続きまして、8款土木費をご説明いたします。

土木費につきましては、総額14億7,720万9,000円を減額補正いたしますが、これは45ページに記載の4項2目公共下水道費における公共下水道事業特別会計への繰出金3,208万5,000円の追加補正を除き、4項6目復興事業費において14億8,782万9,000円を減額補正するなど、避難道路整備事業、津波浸水区域支援事業、橋梁新設改良事業などを初めとする各種事業の事業費の確定に伴う減額補正によるものでございます。

続きまして、11款災害復旧費をご説明いたします。

53ページをお開きください。

1項1目農林水産施設災害復旧費につきましては、台風21号の大雨などにより被災した林道一ノ坂線について災害査定の実施などにより事業費の額が確定したことに伴い、930万円を減額補正するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

11ページをお開きください。

1款町税につきましては、現在の課税状況及び収入見込み額などから、総額7,788万1,000円を追加補正するものでございます。内訳としては、増収分として、町民税、軽自動車税、町たばこ税の各税目で1億726万円を追加補正するほか、減収分として固定資産税、都市計画税、入湯税の各税目で総額2,937万9,000円を補正するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

9款地方交付税につきましては、歳出における各種復興事業の事業費の額確定などに伴い、震災復興特別交付税を2億9,458万9,000円減額補正するものでございます。

13款国庫支出金及び14款県支出金につきましては、歳出における各種事業の事業費の確定などに伴うのがその主なものであり、国庫支出金及び県支出金合わせて2,351万円を減額補正するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

16款寄附金につきましては、総額2,541万6,000円を追加補正いたしますが、これはふるさと納税で2,331万9,000円、その他寄附金で209万7,000円の貴重なご寄附を頂戴したことによるものでございます。

17款の繰入金につきましては、総額14億3,297万4,000円を減額補正いたしますが、内訳としては今回の補正に係る調整財源として1項1目財政調整基金繰入金を2億7,900万4,000円減額補正するほか、歳出欄でご説明したわたり温泉島の海のリニューアルオープンに向けた施設整備費用として21ページに記載のとおり1項9目観光施設整備基金繰入金1,903万2,000円を追加補正するとともに、歳出における各種復興事業の事業費の確定に伴い、1項10目震災復興基金繰入金8,204万3,000円を、1項12目東日本大震災復興交付金基金繰入金10億9,096万3,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

19款諸収入につきましては、3項1目貸付金元利収入として、災害復旧援護資金貸付金の償還金2,522万3,000円を追加補正するほか、4項1目雑入として臨時町民号の参加者数の確定により414万4,000円の減額補正、東京電力株式会社からの原発事故損害賠償金1,667万円の追加補正、24ページに記載のとおり、平成26年度及び平成27年度に実施した農山漁村地域復興基盤総合整備事業などにおける県営農地整備事業負担金返還金2,117万3,000円の追加補正がその主なものでございます。

20款町債につきましては、林道一ノ坂線災害復旧事業の事業費の確定に伴い、林業施設災害復旧事業債570万円を減額補正するものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

第2表に記載のとおり、年度内に完了することが難しい復興事業等の7事業について、総額15億6,591万3,000円を平成30年度に繰り越すため限度額を設定するものでございます。

最後に、第3表地方債補正をご説明いたします。

先ほど歳入欄20款町債でもご説明したとおり、林道一ノ坂線災害復旧事業の事業費の確定に伴い、林業施設災害復旧事業債を減額補正したことにあわせ、借入限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 28ページ、歳出のほうですが、真ん中辺、庁舎建設基金費1,102万6,000円。きのうご存じのとおり安全祈願祭が行われました。新庁舎の建設が本格化されるわけですけれども、いまだ財源の内訳が実はわかりません。そこで、施工業者である三井住友建設ですか、とは36億5,040万円で落札、契約したわけですけれども、その財源の内訳、例えば震災復興特別交付税が幾ら、それから庁舎建設基金が幾ら、そういうことをご説明をいただきたいなというふうに思います。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 財源内訳でございますけれども、報告ができておりましたというか、その理由としては、国とか県と調整を行っていたんですが、それが長引いてしまったということに伴うものでございます。

これまでの経緯をご説明させていただきますと、当初新庁舎の財源として、今お話しあったとおり、震災復興特別交付税、お話しされたんですが、当初震災復興特別交付税は約7億円程度と算定されておったところなんですけれども、今年度に入りまして町長みずからが土井復興副大臣と折衝するなど、国や県と粘り強く調整を続けてきたところでございます、その結果、あくまで現時点の算定額ということでお含みおきをいただきたいんですけれども、震災復興特別交付税につきましては、新庁舎とあと保健福祉センターの交付額を合わせて当初7億円だったのを約19億円までに積み上がりそうだ、積み上がるのがほぼ見通しが立ってきたということと、あとその他当初予定していなかった元利償還金の70%が交付税措置される被災施設復旧関連事業債というものがあるんですが、こちらも3億円以上活用できる見込みとなったということで、単純に言うと3億円の7割なので、2億円ほどは持ち出しなしでということが見込まれてきたということです。それらを受けて、今お話しあった財源の内訳ですけれども、総事業費は今高野議員が36億5,000万円とおっしゃいましたけれども、そこにこれまでの設計費とか今後の管理費とかを含めると、大体38億円程度を見込んでおります。総事業費で38億円程度を見込んでおまして、そのうち財源としては、今お話しした震災復興特別交付税で約19億円程度、県からの補助金で約3.8億円程度、あと70%が交付税措置される被災施設災害復旧関連事業債

で3.3億円程度の交付が見込まれるということで、総事業費38億円のうち、大体3分の2強に相当する大体25億円から26億円程度は町の財源以外で賄われる見込みが立ってきたというのが今の状況です。

あと、残りの大体12億円ぐらいなんですけれども、それが今これまで積み上げてきた庁舎建設基金であるとか、あとは財政調整基金、あとは一般財源とか、あとは必要に応じて交付税措置がない起債等で賄うことにはなるんですけれども、整理すると、当初計画と比較すると、まず入札との請け差で事業費が5.6億円ほど事業費総額は減少したと。あと、町の財政負担が今お話しさせてもらった震災復興特別交付税等の上積みで約15億5,000万円、15億円超になったということで、町の財政負担が庁舎建設と保健福祉センターの建設に係れば約20億円程度は圧縮される見込みとなったということをちょっと長くなりましたが、ご報告させていただきます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 今38億円のことで答弁されたと思うんですが、ちょっと私なりに整理させてください。私、36億5,040万円、これを基準に質問したわけ。震災復興特別交付税19億円、それと復旧関連事業債というんですかね、3.3億円、それと県の補助金と申されたと思うんですけれども、3.8億円、都合26億1,000万円。としますと、36億5,040万円差っ引き10億4,000万円、これが庁舎建設基金から出るということで、解釈してよろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 庁舎建設基金なんですけど、平成28年度末で21億円ほど残高はございます。ただ、今年度も実は6億円ほど、6億2,000万円ほど予算計上させていただいて、実は新庁舎、保健福祉センター以外も、その附帯設備として例えば道路建設であるとか調整池であるとかの財源にも充てる予定としておりますので、ちょっと一概に全て庁舎建設基金だけとは言えないんですが、一応トータルとして私たちは考えて、一番適切な財源方向性を考えている。最終的には21億丸々庁舎基金は使わせていただくんですけれども、今現在は全て庁舎建設基金を財源、庁舎等の建設に充てるというふうな計画ではないというところです。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） ですから、庁舎建設基金、約21億云々。私が言っているのは、36億

5,040万円、それで先ほどの特別交付税とかいって差額が約10億4,000万円、それを庁舎建設基金から持ってくるのか、解釈の仕方。主にという形で解釈したらよろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） はい、それで結構でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 38ページ、3目の保育士、さらには4目の児童措置費。説明では、事業費額確定による減額ということでございました。当初予算のときに職員が9名不足だというふうなこともありまして、それぞれ臨時職員の賃金、さらには委託料の保育士人材派遣委託料として予算措置をとったわけでございます。これの依頼をせずに実施に基づいたということでございますが、どのようなことでそのところをクリアしたのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 不足する職員につきましては、やはり人材派遣等で賄ったほうがいいんじゃないかということで、当初予算としてとらせていただきましたけれども、例えば人材派遣業、ニチイさんとか大手ですけれども、そこに1回お話をいたしましたところ、やはり人材派遣業であっても、人材難といいますか保育士の確保が難しいということでございました。ほかのところも同様でございましたので、本来であれば資格のある保育士、フルタイムの保育士ということで欲しかったんですけれども、それを保育士あるいは保育補助員ということで、それを含め都度広報等で募集を行ったところ、何とか運営に支障がない範囲で確保できたということから、この分の委託料を減額するものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） せっかく予算化したわけでございます。事業実績から減額する、そういう手もあろうかと思えますけれども、一方では待機児童解消とか安心して子育てできる環境づくりとか、そういった面のほうの臨職とか活用等も考えてもらわないと、亘理町に子供を呼び込む、来ていただくというようなことにつながらないのではないかというふうに思うわけですので、単に減額だけでなくうまく利活用のほうはどう考えますか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 保育士の不足はやはり懸念されるところでもありますので、例えば正職につきましても、ちょっと総務のほうと相談しながら進めてまいりたいと思いますし、保育士不足による質の低下を招かないように努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） いつまでも臨職等々を頼るのではなくて正職の採用については、平成30年というふうになりますか、この辺はどういうふうな状況になっておりますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 保育士につきましては、まず夏の時期ごろに来年度採用の一応4人の保育士を確保しております。その後、やはり家庭の事情等で年度途中でやめるとかという保育士も出てきまして、再募集といたしますか、かけたんですが、ことしになってすぐ、なかなかやはり保育士不足ということが否めないということで、実際に試験を受けた方々はいらっしゃるんですが、合格ラインには至らなかったというのが実情でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 20ページ、寄附金についてお尋ねいたします。一般寄附金として2,541万6,000円いただいておりますけれども、その中でふるさと納税が2,300万円というそういうお話いただきましたけれども、このふるさと納税の中で、庁舎についてはきちっと基金の中に組み入れておりますけれども、そのほかの基金についてはどのようにお使いになっているかと思うんですけれども、やっぱりふるさと納税をしてくださった方の真心が庁舎についてはちゃんと伝わっていると思いますけれども、学校の教育資金とかこれは回っていないような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 実はここでなぜ新庁舎だけ基金積み立てたかというのと、それ以外のは全て一般会計の中での使用が可能だということでございまして、実はふるさと納税をしていただく際にその使い道というのをおおむね6項目に分けていまして、1つは教育資金、1つは観光、あとインフラ整備、あと福祉、あとまちづく



り、新庁舎というような感じで、あと町長におまかせというのもあるんですが、新庁舎については財源は一般財源と別枠にして基金で積んでそこで支出するようにしているの、今年度分については基金に積み立てさせていただいて、それで内訳としてはおおむね4割ぐらいが新庁舎分ということで今回積ませていただいたんですが、ほかの残り6割については、その目的に合わせて、その使途で活用させていただくことは間違いない。ただ、一般会計なので、こういった基金に積んだりとかというのが必要なかったの、そういったことをしなかったということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひふるさと納税してくださった方の思いがつながるように活用させていただきたいと思います。そしてまた、返礼品についての項目がここからは見えないんですけども、どこにお返しの金額は載っているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 実は収入と支出とちょっと分けているんですけども、支出については実は12月補正の段階で委託料の補正にあわせて積ませていただいています。おおむね、そのときも、実は今回は2,500万円余りになっているんですけども、最終的に2,500万円余りに、今現在2,331万9,000円ですが、12月補正の段階でも2,500万円相当のふるさと納税をいただいたときに相当する返礼品であるとか、あとはその送料であるとか、そういうのを全て12月補正で一括して計上させていただいている。今回は収入だけ計上させていただいているのでちょっとわかりづらかったんですが、一応そういうふうなことでございます。以上でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） じゃ、6ページ、繰越明許費について伺います。

ここに先ほど7事業で15億円の繰り越しをするという話でしたけれども、この15億円7事業が繰り越しになった事由というか、なぜこのぐらいボリューム。普通一般建設事業は、通年度だったら10億円ぐらいですね。災害があるからふえているけれども、15億円の事業を繰り越すというのは相当な事業を繰り越しているというような感じを受けます。その辺の内容について伺います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 7つの事業のうち、大半を占めているのが一応農林水産業の水産業費のこの水産業共同利用施設復興整備事業と理解しましてお答えさせていただきますが、こちらの事業に関しましては、全員協議会等でもご説明しておりますが、平成29年度と平成30年度、2カ年度で水産庁のほうから承認を受けている事業でございます、平成29年度で業者を選定し、現在実施設計の段階で、そろそろ造成事業にも取り組む予定となっておりますが、平成30年度で事業完成を予定しております事業で、水産庁からもその旨は了解を得ておりまして、どうしても平成30年度まで繰り越すというようなことで、繰越明許費に計上させていただいているというようなことでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今の農林水産課のことはわかりました。その他についても、繰り越しなので、工事期間、整備期間というのはある程度発注のときに施工期間というのは決めていると思う。それらについては、再度期間は設定するのか。ずるずると工事終了まで待っているのか。そういう問題が出てくると、やっぱりそこを通行する方々とか利用する方々にある程度の周知をして何月何日までに施工で終わりますというようなことになるので、その辺の設定までしてこの事業を繰り越しているのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 表の2番目にあります社会資本整備総合交付金の関係なんです、こちらにつきましては、4路線で繰り越しをしております。一応全て契約はして前払いを払いまして、その残りの残金について繰り越しとなっております。こちら理由は現場ごといろいろあるんですが、一番大きな理由というのがNTTの電柱がなかなか依頼をお願いしても、こちらとしては手順よく数カ月前にお願いしているのですが、NTTの都合でかなり滞っているということがございまして、それに伴いまして延期となっております。NTTの動く見込みというのを最終的に教えていただいて、おおむね2カ月から3カ月ぐらいの工期延期ということで、再度変更契約をしてずるずる延びないように最短の時間で終わるように考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 46ページのところの都市計画費の中の都市計画総務費の中です。

この中で200万円の減額補正なんですけれども、浜吉田地区公園測量設計事務ということなんですけれども、予算の段階で浜吉田地区に公園をつくるというお話は聞いておりました。あのときに予算審議のときにどの辺につくるんですかと聞いたときには、「まだ具体的なところはわかりません」という回答だったような気がします。それで、今現在、どのぐらいまでの進捗状況で行われているのか。面積とか場所、面積等については決まったのかというような進捗状況についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの公園の設計の委託費ですが、予算として1,370万円、当初でいただいております、その時点ではおおむね浜吉田の3区、東、西、北、その付近にという大ざっぱな計画でございまして、その後町でこのあたりというのがなかなか難しいものでございまして、吉田の区長会からの要望でもございましたので、一度区長さんたちに場所の選定をお願いしまして、それが4月ぐらいにお願いしております。そして、夏ぐらいに決まったということで回答がございまして、浜吉田の駅の西のJAの建物ありますけれども、あちらの西南の農地があるんですが、その付近ということで区のほうから上がってきまして、面積としてはおおむね8,000平米ということで、町のほうで計画を立てまして、最近でいきますと2月20日に地権者の方々にその説明会をして、おおむね了解を得ているところでございます。この200万円の減額というのは、設計委託費の請負の残金となってございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 42ページになるんですけれども、農業振興事務経費、この中の異常気象対策助成事業費補助金というのがあるんですけれども、この具体は何なんでしょうか。防除だとは思いますが、これ毎年やるわけではないですよ。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 若干財政課長も説明しましたが、内容的には昨年8月ごろに続いた異常気象、農作物の異常気象、懸念されました低温、日照不足、こちらによりまして、まず内容といたしましては、補助金内容はイチゴ栽培者と水稲栽培者、二通りに内容は分かれております。まず、イチゴ農家、イチゴ栽培につきまし

ては、その低温・日照不足によりまして、一番大事な夏時期に定植時期でございました。そのおかげで、農家の方々が病害、主に炭疽病なんです、炭疽病が懸念されると。また、苗のちょうどその品質に関してどうしても栄養が行かないといひますか、細いといひますか、健全育苗ができないということで、その時期に限って防除、薬剤の防除なんです、そちらが例年よりも数倍かかったというのがまず1点でございます。その防除費に対する一部助成というのが、まずイチゴ農家に対してでございます。

また、水稻に関しましては、一部に低温長雨によりましていもち病が発生したというようなことでございます。というのも、現在いもち病に関しましては、航空防除推進協議会では実施しておらず、各農家に防除してもらっているものでございまして、ご存じのとおりいもち病というのは1箇所から発生するとそこから全域に発生するものですから、来年度は低温長雨によっても最低でも全農家で、亘理町の圃場に関しましては全農家がいもち病対策を必ず実施するというようなことで、そのいもち剤の一部助成でございます。以上でございます。

それとあわせまして、この補助金につきましては、平成29年度、今回のみということでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第39号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第26、議案第39号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明しますので、別冊の予算書をご用意願います。

1ページをお開き願います。

議案第39号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,566万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ44億8,434万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願います。

まず、2款1項1目でございますが、一般被保険者療養給付費1,030万円の減額は、医療費の給付が減少傾向になっているため減額補正するものでございます。

続きまして、2款1項4目退職被保険者等療養給付費負担金47万9,000円の増額は、療養費の負担金に不足が見込まれるため増額補正をするものでございます。

続きまして、2款5項2目葬祭費でございますが、50万円の増額は葬祭費の負担金に不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

続きまして、7款1項1目高額医療費共同事業拠出金でございますが、この3,870万5,000円の減額は、拠出金の額の確定による減額となるものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。

7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金負担金9,458万7,000円の減額は、拠出金の額が確定したことによる減額でございます。

次に、8款1項1目特定健康診査等事務委託料305万1,000円の減額は、特定健診が終了したことに伴い、額が確定したための減額でございます。

続きまして、9款1項1目でございますが、財政調整基金積立金3,000円の減少

は、基金利子の減少が見込まれるための減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

3款1項3目国庫負担金高額医療費共同事業負担金967万6,000円の減額は、額の確定により減額するものでございます。

続きまして、3款2項6目国民健康保険災害臨時特例補助金は、原子力災害で避難を行っていた世帯であって、この保険税を減額した金額が交付されるもので、額が確定したことに伴い256万7,000円を追加するものです。ただし、これにつきましては、過不足があれば平成30年度で精算するというものになってまいります。

続きまして、6款1項1目県負担金高額医療費共同負担金967万6,000円の減額は、県の負担金同様、県の負担金の額の確定によるものでございます。

続きまして、7款1項1目共同事業、細目の①でございますが、高額医療費共同負担金につきましては、7,828万4,000円の減額でございますが、これにつきましては、この額の確定によるものでございます。

続きまして、7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、5,059万5,000円の減額につきましては、交付金の額の確定により減額補正をするものでございます。

次に、8款1項1目、10ページ、11ページになりますが、基金運用収入は3,000円減額するもので、基金利子の減額見込みにより減額するものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算について説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第40号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第27、議案第40号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは、議案第40号平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算（第1号）をご準備いただきたいと思えます。

平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,174万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、11ページの歳出、9ページの歳入を総体的にごらんになっていただきたいと思いますと思うんですが、歳出において貸付金額の確定により162万円を減額補正するほか、歳入において奨学資金貸付収入として453万円を追加補正するもので、歳入歳出差し引きによる歳入超過額618万6,000円を奨学教育基金積立金として追加補正するものが主なものでございます。

今年度に関しましては、滞納分の徴収をより積極的に行ったところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第41号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第28、議案第41号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第41号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げますので、別冊の資料をごらんいただきたいと思っております。

平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,749万4,000円とする。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。



2款1項1目社会資本整備事業費につきましては、防災・安全社会資本整備交付金額が確定したことにより、工事請負費は増、委託料は減、それぞれ2,800万円を組み替え補正するものでございます。

2款2項1目流域下水道事業費145万4,000円の減額補正ですが、阿武隈川下流域下水道建設費負担金額の確定によるものでございます。

また、3款1項1目下水道施設災害復旧費におきましては、平成27年度に契約を行いました災害復旧工事に係ります公正入札違約金につきまして、国及び宮城県との協議により返還の手続が整ったことから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金返還金といたしまして3,653万9,000円を追加補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして9ページ、10ページをお開きください。

3款1項1目防災・安全社会資本整備交付金の額の確定によりまして700万円を減額補正するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出でもご説明いたしましたけれども、平成27年度災害復旧工事に係る公正入札違約金について平成29年8月に契約相手方から入金となされましたことから、国庫負担金分の返還に係る財源として3,653万9,000円を追加するものと、今回の補正の歳入歳出差し引きによる歳入超過分として445万4,000円の減額とあわせまして3,208万5,000円を追加補正するものです。

7款1項1目、交付金額の確定によりまして、町債におきまして、起債対象事業費の増加により公共下水道事業債1,140万円の追加補正をするもの及び流域下水道建設負担金の確定に伴い流域下水道債140万円を減額補正するものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、こちらにつきましては、年度内に完成が難しい2件の事業ということで、下水道事業費、公共下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業ほか1事業で、工事件数としましては3件、合計で1億4,920万円の限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正の変更、公共下水道事業債を1,140万円増額し、限度額を3億3,740万円にするものでございます。流域下水道事業債を140万円減額し、限度額を

1,670万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第42号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第29、議案第42号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第42号についてご説明申し上げますので、平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算書（第4号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きください。

議案第42号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,937万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護保険給付準備基金に利子が生じたことによるものでございまして、亘理町介護保険給付準備基金条例におきまして基金の運用から生ずる収益は介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れするものという規定があることから補正するものでございます。

それでは、初めに歳入のほうからご説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

6款1項1目利子及び配当金5,000円の増でございますが、これは先ほど申し上げました介護保険給付準備基金に1万9,000円の利子が発生し、現行の予算で1万4,000円もう既に措置しておりますので、差額の5,000円を追加するものでございます。

続きまして歳出ですが、10ページ、11ページになります。

5款1項1目基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利子積立金として歳入と同額を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第43号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正

## 予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第30、議案第43号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第43号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。別冊の資料のほうをご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第43号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### 第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,165万4,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成30年4月のリニューアルオープンに向け、現在施設の改修工事等を行っておりますが、それに伴い昨年12月10日をもって施設の営業を休止していることから、歳入歳出にわたり事業費の精査を行ったところでございます。

それでは、初めに歳入から説明いたしますので8ページをお開きください。

利用収入、諸収入について額の確定に伴い、まずは1款1項2目入浴休憩料については2,531万9,000円の減額、6款2項1目自動販売機販売手数料等の雑入につきましては、199万2,000円の減額補正とすることが主なものでございます。

また、3款1項1目寄附金につきましては、アサヒグループホールディングス株式会社様から施設運営の支援金といたしまして300万円の寄附申し込みがあったことから、同額を追加補正するものであります。

4款2項1目一般会計繰入金につきましては、今回の歳入歳出予算の精査により不足分となる分1,903万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、10ページをお開きください。

先ほど説明いたしましたとおり、現在施設を休業しておりますので、1款1項1

目の管理運営費において燃料光熱水費、委託料など、総額805万3,000円を減額補正するもののほか、2款1項1目基金積立金につきましては、寄附金300万円をわたり温泉島の海運営基金に積み立てするものでございます。なお、アサヒグループホールディングス株式会社様におかれましては、今回で6年続けて寄附を頂戴しておりますので、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第44号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算  
(第5号)

議長（佐藤 實君） 日程第31、議案第44号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第44号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明いたしますので、別冊の予算書をお開きください。

第1条、平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額8億703万9,000円から1,179万3,000円を減額し、7億9,524万6,000円とするものでございます。

それでは、次のページ、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出。1款1項4目総係費、法定福利費20万7,000円の増額補正につきましては、6月からの臨時職員の共済負担金によるものでございます。

続いて、下段、委託料の1,200万円の減額補正につきましては、当初亘理町水道ビジョン作成業務委託料を計上してございましたけれども、策定内容の精査に時間を要していること、さらには宮城県上工下水一体官民連携運営、通称みやぎ型管理運営方式が年度当初に打ち出され検討中であるため今年度での委託を行わず、内容の精査を行いまして次年度以降に予算化し実施することによるものでございます。

合わせまして1,179万3,000円の減額補正となるものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第32 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第33 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第34 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第32、報告第4号 専決処分の報告についてから日程第34、報告第6号 専決処分の報告についての以上3件は関連がありますので、一括議

題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 報告第4号から報告第6号について当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、専決処分の報告についてご説明させていただきます。

今お話あったように、報告第4号から第6号につきましては、全て工事請負変更契約に係る専決処分になりますので、一括してご説明させていただきます。

まず初めに、報告第4号についてご説明いたします。84ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成30年1月23日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

85ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度B&G海洋センター漕艇場災害復旧工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

概要につきましては、86ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度B&G海洋センター漕艇場災害復旧工事。

変更契約年月日は、平成30年1月23日。

請負金額は、変更後金額が1億408万7,160円であり、45万6,840円の減額。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

請負契約が減額となった主な理由は、当初は既存基礎コンクリートの撤去処分の実施を想定したものでございますが、試掘調査を行ったところ、それが不要となったため減工とするほか、既存基礎をコンクリートにて補修する計画だったところをより重量の軽い鉄骨架台に変更したためでございます。

工期につきましては、工程の変更及び天候不順の影響などにより、平成30年3月23日に変更するものでございます。

工事施工箇所の詳細図等は87ページ以降を参照願います。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。90ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年2月7日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法180条第1項の規定により専決処分を行ったため議会へ報告するものであります。

91ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その4）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、92ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その4）工事。

変更契約年月日は、平成30年2月7日。

変更後金額は、1億412万8,200円であり、72万9,000円の増額。

契約の相手方、千石建設株式会社でございます。

請負金額が増額となった理由は、隣接する吉田東部2期地区の圃場整備事業における計画排水路の設置位置が変更されたことに伴い、路体盛土工、法面整形工などが増工になるためです。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事箇所、平面図等は93ページ以降を参照願います。

以上で、報告5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号についてご説明いたします。96ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年2月7日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

97ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度亘理町鳥の海公園陸上競技場・サッカー



場人工芝生化工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であったため専決処分したものでございます。

概要につきましては、98ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度互理町鳥の海公園陸上競技場・サッカー場人工芝生化工事。

変更契約年月日は、平成30年2月7日。

請負金額は、変更後金額が8,251万6,320円であり、172万3,680円の減額。

契約の相手方、星造園土木株式会社でございます。

請負金額が減額となった理由は、当初人工芝の施工に際して基礎部分に歴青材を使用する予定でしたが、より浸透性を確保するため歴青材を使用せず施工することとなったため、変更するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事箇所、平面図等は、99ページ以降を参照願います。

以上で報告第6号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第4号 専決処分の報告についてから報告第6号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第35 報告第7号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第36 報告第8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第35、報告第7号 専決処分の報告について及び日程第36、報告第8号 専決処分の報告についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 報告第7号及び報告第8号について当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、引き続きまして専決処分の報告についてご説明させていただきます。

今お話しあったとおり、報告第7号及び第8号につきましては、全て賠償額の決定及び和解に係る専決処分になりますので、一括してご説明させていただきます。

まず初めに報告第7号についてご説明いたします。101ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年2月7日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

102ページをごらんください。専決処分書でございますが、平成29年9月11日に亙理町字狐塚で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亙議発第10号）第2項の規定により、専決処分したものでございます。

概要につきましては、103ページの別紙をごらんください。

和解の相手方。〇〇〇〇〇氏。

和解の内容。亙理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、9万9,336円を支払うものとする。相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てをしないことを双方とも確約するというものでございます。

以上で報告第7号の説明を終わります。

引き続きまして、報告第8号についてご説明いたします。104ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、平成30年2月13日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

105ページをお開きください。専決処分書でございますが、平成29年10月12日に黒川郡大郷町で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亙議発第10号）第2項の規定により、専決処分したものでございます。

概要につきましては、106ページの別紙をごらんください。

和解の相手方。〇〇〇〇〇氏。

和解の内容。亶理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、7万27円を支払うものとする。相手方と亶理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てをしないことを双方とも確約するというものでございます。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第7号 専決処分の報告について及び報告第8号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承を願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時44分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 小 野 典 子

署 名 議 員 高 野 進